

令和元年度第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 議事次第

日時：令和元年12月18日（水）10時00分～
場所：農林水産省 第2特別会議室
（本館4階、本467）

1. 開会挨拶
2. 家畜衛生をめぐる情勢
3. OIEに関する一般的な説明
4. 2019年9月のOIEコード委員会の報告書において提示されたコード改正案に係る意見交換
 - (1) CSF
 - (2) 鳥インフルエンザ
 - (3) 小反芻獣疫
 - (4) アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム
 - (5) 牛海綿状脳症（BSE）
 - (6) 馬インフルエンザ
5. その他
 - (1) コード委員会の今後の活動計画

令和元年度 第2回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会

配布資料

- 資料1： 令和元年度第2回 OIE 連絡協議会メンバー名簿
- 資料2： 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領
- 資料3： 家畜衛生をめぐる情勢
- 資料4： 国際獣疫事務局（OIE）及び OIE の基準について
- 資料5： 採択、改正予定章リスト
- 資料6： 「CSF」に関する改正章案の概要
- 資料7： 「鳥インフルエンザ」に関する改正章案の概要
- 資料8： 「小反芻獣疫」に関する改正章案の概要
- 資料9： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」
に関する改正章案の概要
- 資料10： 「牛海綿状脳症（BSE）」に関する新規・改正章案の概要
- 資料11： 「馬インフルエンザ」に関する新規・改正章案の概要
- 資料12： コード委員会の今後の活動計画

（参考資料）

- 参考1： 「CSF」に関する改正章案
- 参考2： 「鳥インフルエンザ」に関する改正章案
- 参考3： 「小反芻獣疫」に関する改正章案
- 参考4： 「アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム」
に関する改正章案
- 参考5： 「牛海綿状脳症（BSE）」に関する新規・改正章案
- 参考6： 「馬インフルエンザ」に関する新規・改正章案

令和元年度第 2 回 OIE 連絡協議会 メンバー名簿

1. 通常のメンバー

- (1) 天笠 啓祐 特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会国際交流部長
- (3) 宇留野 勝好 全国農業協同組合連合会畜産生産部技術専任次長 兼
家畜衛生研究所長
- (4) 酒井 健夫 (公社) 日本獣医師会顧問
- (5) 田中 智夫 麻布大学名誉教授
- (6) 土屋 耕太郎 (公社) 日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
- (7) 中島 一敏 大東文化大学スポーツ・健康科学部健康科学科教授
- (8) 蓮尾 隆子 家庭栄養研究会常任顧問
- (9) 山口 俊昭 北海道農政部生産振興局畜産振興課
家畜衛生担当課長

2. 臨時メンバー

- (10) 秋田 正吾 株式会社アキタフーズ代表取締役社長 兼
(一社) 日本養鶏協会副会長
- (11) 西藤 岳彦 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 越境性感染症研究領域長
- (12) 白田 一敏 株式会社ピーピーキューシー代表取締役社長
- (13) 松木 洋一 日本獣医生命科学大学名誉教授

国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会開催要領

平成 22 年 4 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（OIE）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（OIE コード）を作成している。また、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の措置が、OIE の作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) 加盟国の協議を経て、OIE 総会で採択される OIE コードは、国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIE コードの作成又は改正について我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報や意見を交換することが重要である。また、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE 基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行うことも重要である。
- (3) このため、産業界（獣医・畜産関係の生産者団体等）及び学界における技術者又は学識経験者、アニマルウェルフェア関係者及び消費者並びに行政機関の間で情報提供と継続的な意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE 連絡協議会」とする。）を開催する。

2. 通常メンバー

動物衛生、アニマルウェルフェア又は畜産物安全（特に微生物学的安全）の分野を対象に作成される OIE コードについて、技術的な知見や関連意見を積極的に述べることができる有識者を以下の通りメンバーとして選定する（任期 2 年、再任可能）。

- 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3 名）
- 生産者関係団体及び畜産物の製造・流通関連団体からの推薦者（5 名）
- 消費者関係団体及びアニマルウェルフェア関係団体からの推薦者（3 名）
- 農林水産省その他議題に関連する省庁の担当者

3. 議題に応じて参集するメンバー

議題に応じて必要があれば専門的立場から積極的に発言ができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定する(最大 9名)。

- 議題に関連する事業団体等からの推薦者等

(特に希望者がいる場合には選定に当たり考慮する。)

4. 開催方法

- OIE 連絡協議会は、冬(12月～1月)及び夏(6月～8月)の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIE の総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。

- OIE 連絡協議会は、参集メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、事務局の判断で非公開とすることができる。

- OIE 連絡協議会の資料及び議事概要については、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。なお、議事概要については、発言者を特定しない形で公開する。

- 傍聴者の募集は別途プレスリリースにより行う。傍聴者には発言権を認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

O I E 連絡協議会メンバー名簿

通常メンバー（11名）

天笠 啓祐	特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表
磯部 尚	(公社) 畜産技術協会 国際交流部長
宇留野 勝好	全国農業協同組合連合会畜産生産部技術専任次長 兼 家畜衛生研究所長
酒井 健夫	(公社) 日本獣医師会顧問
佐々木 一司	全国食肉事業協同組合連合会 監事
田中 智夫	麻布大学名誉教授
土屋 耕太郎	(公社) 日本動物用医薬品協会 国際対応委員会委員
筒井 俊之	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 部門長
中島 一敏	大東文化大学 スポーツ・健康科学部 健康科学科 教授
蓮尾 隆子	家庭栄養研究会常任顧問
山口 俊昭	北海道農政部生産振興局畜産振興課 家畜衛生担当課長

CSF及びASF対策について

令和元年12月
農林水産省

【 特徴 】

【 近隣諸国の発生状況 】

【 我が国の発生状況 】

CSF(豚コレラ)

- 病原体
CSFウイルス
- 特徴
 - ・豚ー豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国でCSFが発生。
- 日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県及び山梨県の7県で発生。これまで約15.1万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは12県で感染確認（上記7県に加え、群馬県、石川県、富山県、滋賀県、静岡県）。

ASF(アフリカ豚コレラ)

- 病原体
ASFウイルス
- 特徴
 - ・CSFに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
 - ・豚ー豚（イノシシ）間の接触以外に、ダニも媒介。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- アジアでは、昨年8月の中国における発生以降、各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに家畜豚で14事例を確認。

- 未発生。
- 本年4月22日にはASF対策について、関係省庁が申し合わせ。



※ いずれも人に感染しない（感染するのは豚とイノシシのみ）。肉及び肉製品を食べても問題ない。

野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

取組の内容

(1) 捕獲の強化

CSF

ASF

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化。
- 銃猟やICT罠等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

(2) 経口ワクチン散布

CSF

- 東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する防疫帯（ワクチンベルト）を構築。
- 野生イノシシの感染が確認された地点に応じて、経口ワクチンベルトは対象県エリアを見直し。
- 空中散布を含む効果的なワクチンベルト構築に向けて、環境省、警察庁、消防庁、防衛省と連携。

- (1) CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が**予防的ワクチン接種推奨地域**を指定。
- (2) 都道府県が**予防的ワクチン接種プログラム**を策定し、農林水産省が確認。
- (3) 県による**予防的ワクチン接種を開始**（自治事務）。

○ 予防的ワクチン接種推奨地域

CSFウイルス感染野生イノシシから飼養豚への感染リスクが高い地域。右図の12県。

○ 予防的ワクチン接種プログラム

- ・ 原則、県内一律に接種。
- ・ 当該農場の初回接種：飼養豚のすべてに接種。その後、順次、子豚に接種。



黄色：豚及び野生イノシシ発生県（飼養頭数 757,040頭(全国の8.3%)）
 緑色：野生イノシシ陽性発生県（飼養頭数 795,180頭(全国の8.7%)）

○ 流通制限の範囲

- ・ 生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。

野生動物からのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を推進するなど農場におけるバイオセキュリティの向上に取り組む。

取組の内容

- 農場防護柵の設置等の野生動物侵入防止措置関係対策の義務付け等のため、飼養衛生管理基準の改定。（柵の設置が必要な約3,500の農場のうち、約500農場で設置済、約200農場で工事中）。
- 国内におけるASFの浸潤をより早期に発見するため、検査の一部を家畜衛生保健所において実施できる体制を構築（「ASFに関する特定家畜防疫指針」の改定）。
- 農場にウイルスを入れないために農場を囲い込む野生動物侵入防護柵について、全国の農場へ速やかに設置を促進。
（国補助1/2 + 特別交付税（県・市町村負担分の4/5）を措置）。

【現在の進捗状況】

- ・ 8都道府県(イノシシ不在、別事業で設置済等)を除き、全ての県が事業参加。
- ・ 21県が上乗せ補助等を予算措置済、その他13県が県の財政当局等と検討中。
- 国土交通省、環境省等を通じて、野生動物がいるような利用施設（自然公園、キャンプ場、ゴルフ場）において、食品残渣を通じた感染拡大を防止するため、ゴミ箱対策の協力依頼を関係自治体等に発出。

4. 水際対策の強化

ASFの侵入防止のため、関係省庁が一体となって、情報発信・摘発強化等の水際対策を強化（4月22日関係省庁申合せ）。

取組の内容

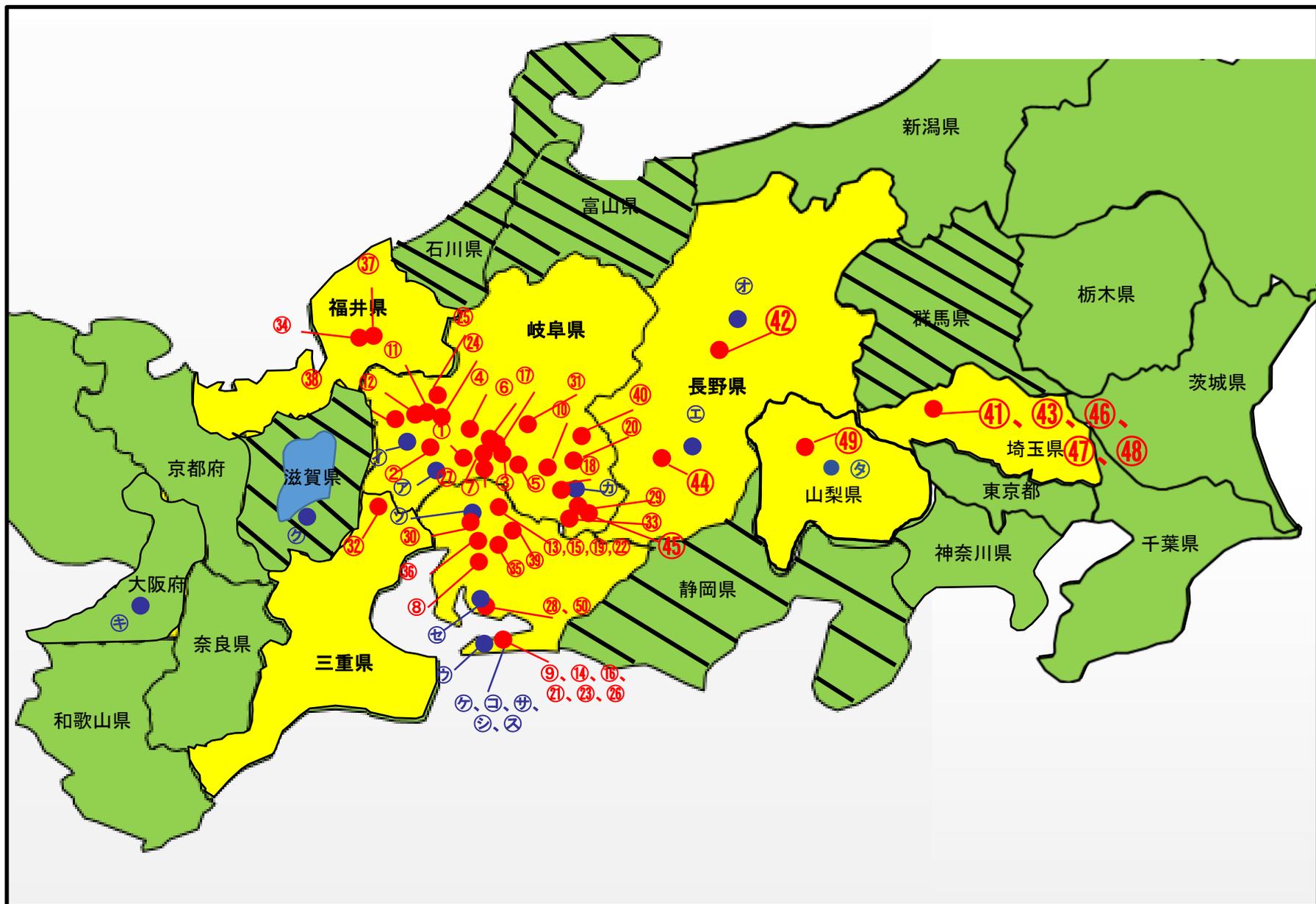
1. 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国の国内SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起、多言語動画の配信（動物検疫に関する動画をYouTubeで配信）
（農林水産省、国土交通省、外務省）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
 - ・ 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 外国の検疫当局との連携
 - ・ 中国海関総署との間で、旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名
（農林水産省）

4. 水際対策の強化（続き）

2. 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭(年度当初33頭⇒年度内53頭、令和2年度140頭体制を目指す)
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付4月22日～12月8日の間に798枚を交付)
 - ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
(農林水産省、財務省、警察庁)
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施（農林水産省、財務省）
 - ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・ 税関と連携した検査を実施（税関申告書の様式を変更し、肉製品の持込みに有無に関する質問が目立つようにしている。）
- 国際郵便物の検査を強化（農林水産省、総務省）
 - ・ 検疫探知犬の活用を拡大
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・ 携帯品畜産物を検査したところ、ASFウイルス遺伝子を検出
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
(農林水産省、国土交通省)

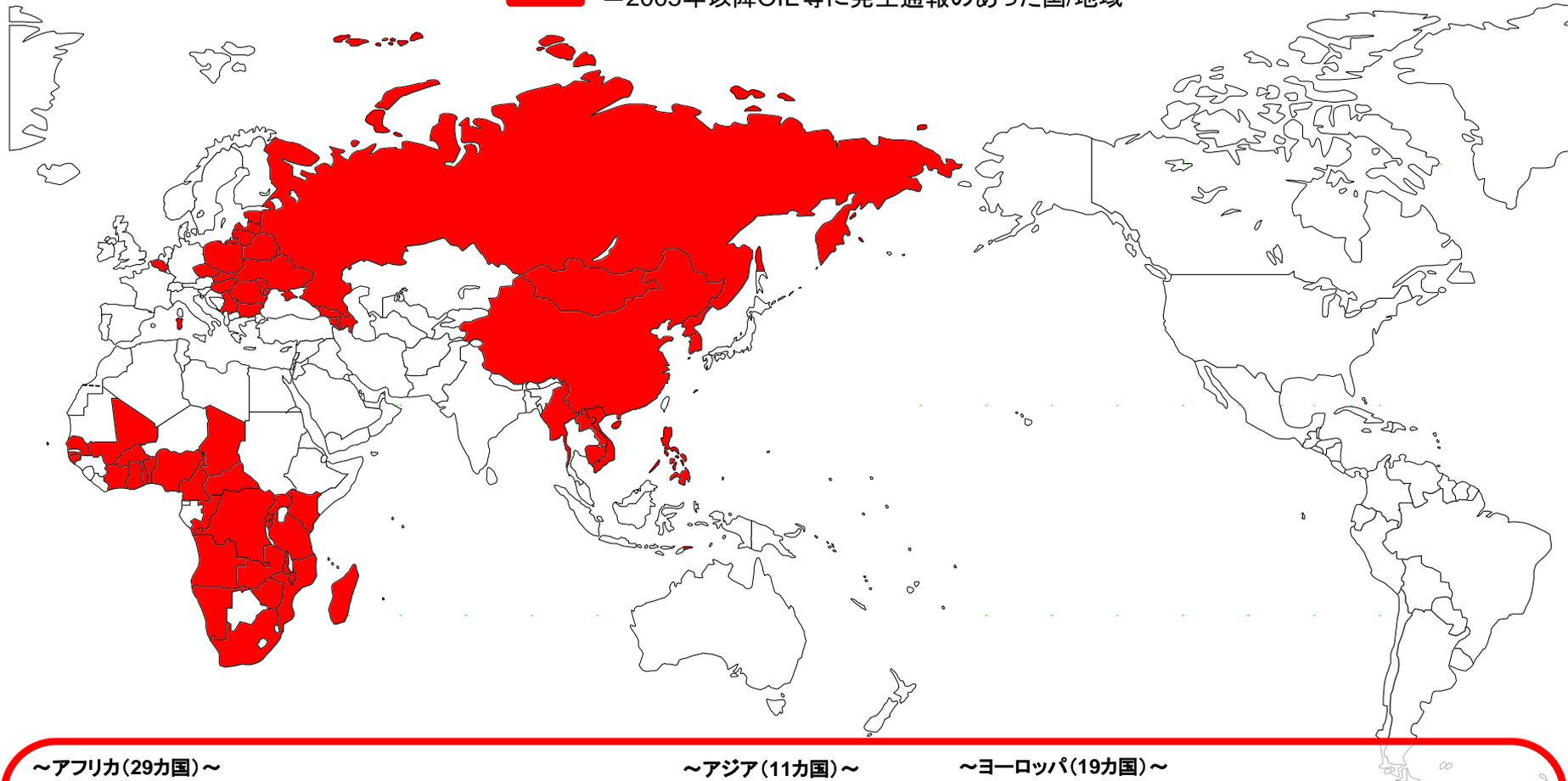


※ 黄色は飼養豚及び野生イノシシでの発生県。斜線は野生イノシシ発生県。14 数字は飼養豚での発生農場。カタカナは関連農場等。

ASFの発生状況

2019年12月6日現在

=2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



～アフリカ(29カ国)～

- | | | |
|---------|----------|--------|
| アンゴラ | チャド | マダガスカル |
| ベナン | コンゴ民主共和国 | マラウイ |
| ブルキナファソ | コンゴ共和国 | モーリシャス |
| ブルンジ | コートジボワール | モザンビーク |
| カメルーン | ガーナ | ナミビア |
| カーボヴェルデ | ギニアビサウ | ナイジェリア |
| 中央アフリカ | ケニア | ルワンダ |

～アジア(11カ国)～

- | | |
|-------|--------|
| 中国 | 韓国 |
| モンゴル | 東ティモール |
| ベトナム | |
| カンボジア | |
| 香港 | |
| 北朝鮮 | |
| ラオス | |
| ミャンマー | |
| フィリピン | |

～ヨーロッパ(19カ国)～

- | | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| アルメニア | リトアニア | ハンガリー |
| アゼルバイジャン | ポーランド | ブルガリア |
| ジョージア | ラトビア | ベルギー |
| イタリア(サルジニア島に限る) ^{※3} | エストニア | スロバキア |
| ロシア | モルドバ | セルビア |
| ウクライナ | チェコ | |
| ベラルーシ | ルーマニア | |

※ 出典:OIE 等

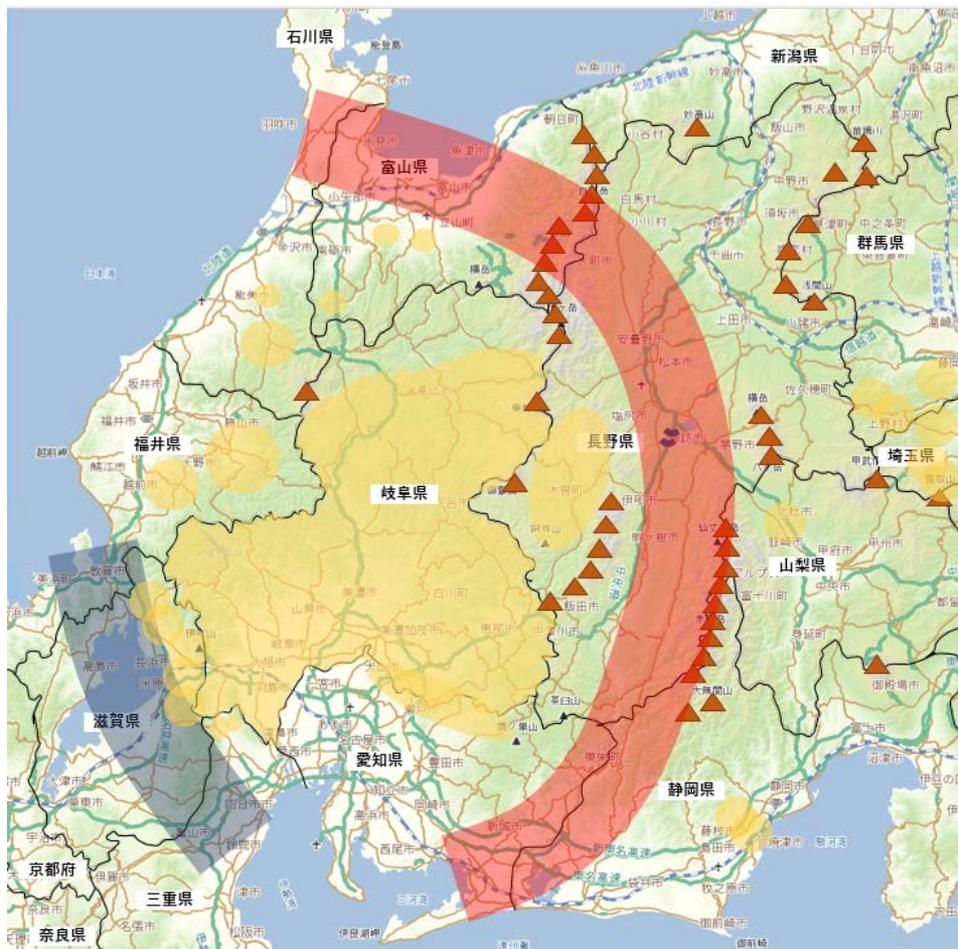


①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ
摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管



■ : ワクチンベルトのイメージ

▲ : 山(2,000m以上)

● : 野生イノシシ陽性エリア

○ CSFウイルスの日本全国への拡散を防ぐため、ワクチンベルトの関係県と協議の上、具体的な散布エリアを確定。

○ 9月以降、各県においてワクチンベルトの散布作業を実施。

:9月18日～ 石川県

23日～ 三重県

24日～ 富山県

25日～ 静岡県

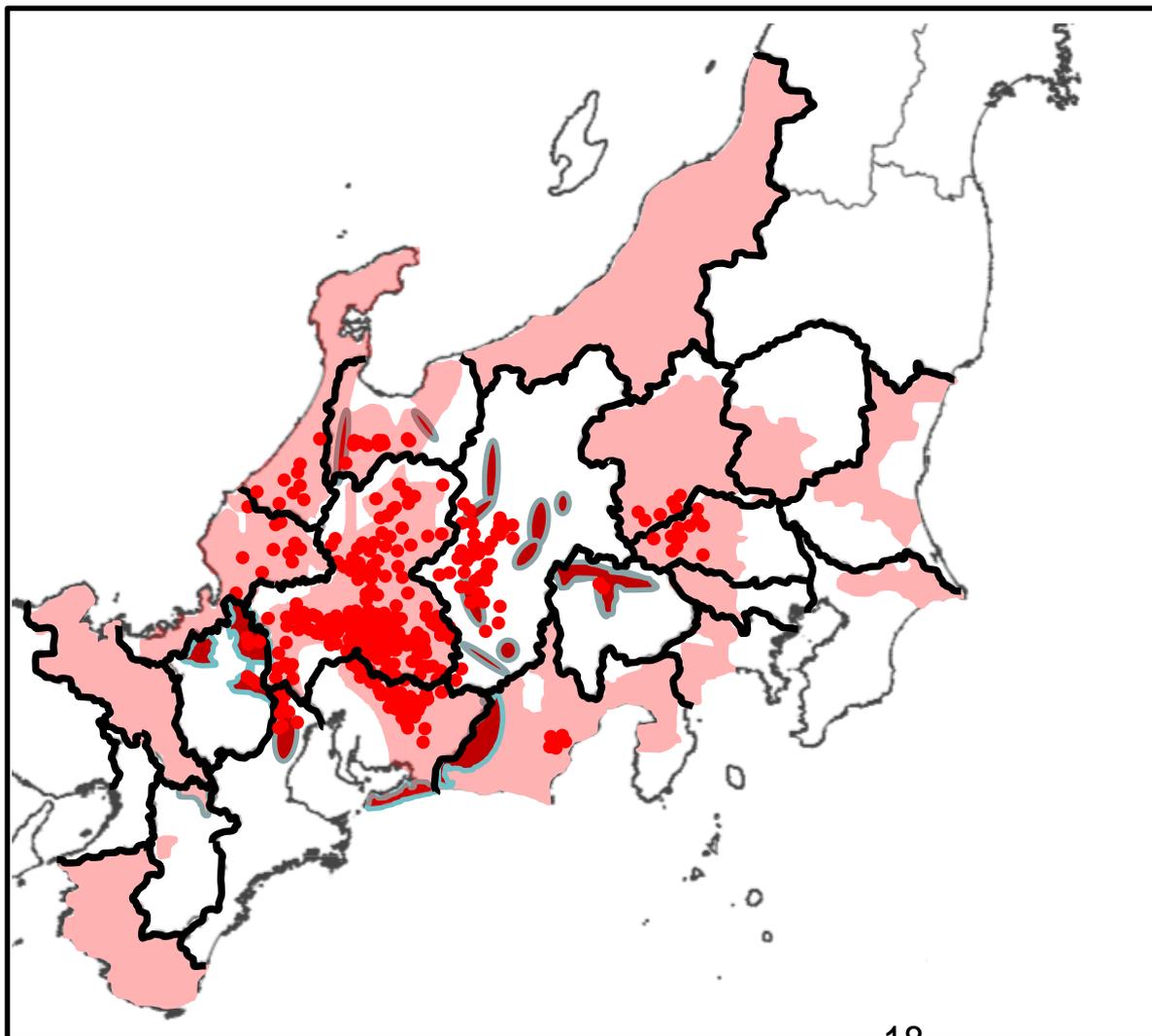
30日～ 愛知県、長野県、滋賀県

:10月4日～ 福井県

○ 今後も、野生イノシシのサーベイランスの結果に基づき、対象県の見直しも含めてベルト構想を改善しつつ、散布を実施。
(埼玉県、群馬県、静岡県の陽性確認地点の周辺で、局所的な散布を実施。)

CSFに係る捕獲重点エリアの設定概要

○ CSF陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県の21都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定。



- 捕獲重点エリア
- 捕獲重点エリアのうち各県で特に重視する地域（「防衛ライン」等）
- 野生イノシシ陽性地点（一部略）

※ 21都府県
 岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、長野県、静岡県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、和歌山県
 （新潟県においては市町村等と最終調整中）

参考資料6 国際空海港における旅客に対する水際対策



現地空港カウンターで
ポスター掲示、注意喚起



空港/港

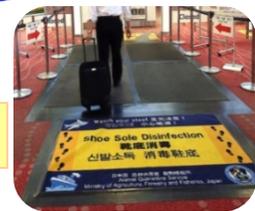


機内アナウンス

空港/港



靴底消毒



自主廃棄用BOX

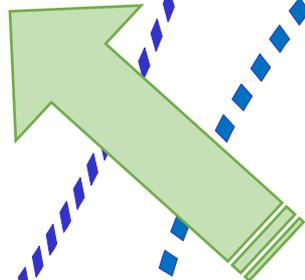


出国前の情報提供



< 海外向け情報配信 >

- 現地SNS
- 海外メディア向け
ニュースリリース
- 多言語動画



日本

해외 여행 선물이
육가공제품?
그것은 괜찮아요?

Important Notification
from Animal Quarantine
Service

As of 20th April 2019,
Japan decided to apply the
policy for Small quantity of
meat products more leniently.
Therefore, AQZ will not separate
meat products of small quantity.

Preparation of shipment is recommended
before departure. AQZ will not accept
meat products of small quantity
without a certificate of inspection.

Preparation of shipment is recommended
before departure. AQZ will not accept
meat products of small quantity
without a certificate of inspection.

多言語ポスター、
リーフレット

税関との連携

口頭質問

検疫探知犬

動検カウンター

動物検疫

警告書

- 広報キャンペーン
- 入国者への情報提供



入国

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和元年12月
消費・安全局動物衛生課

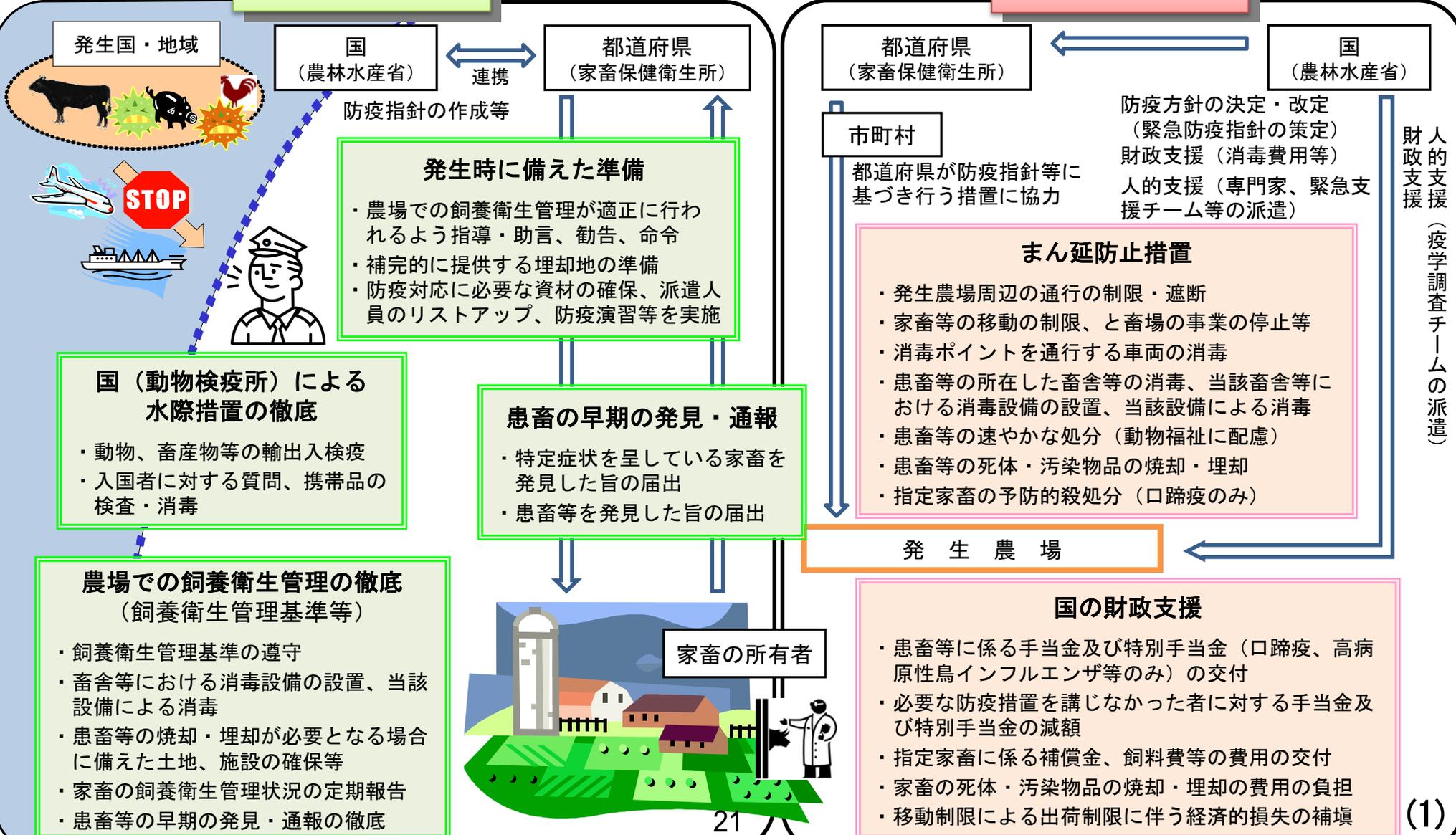
家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

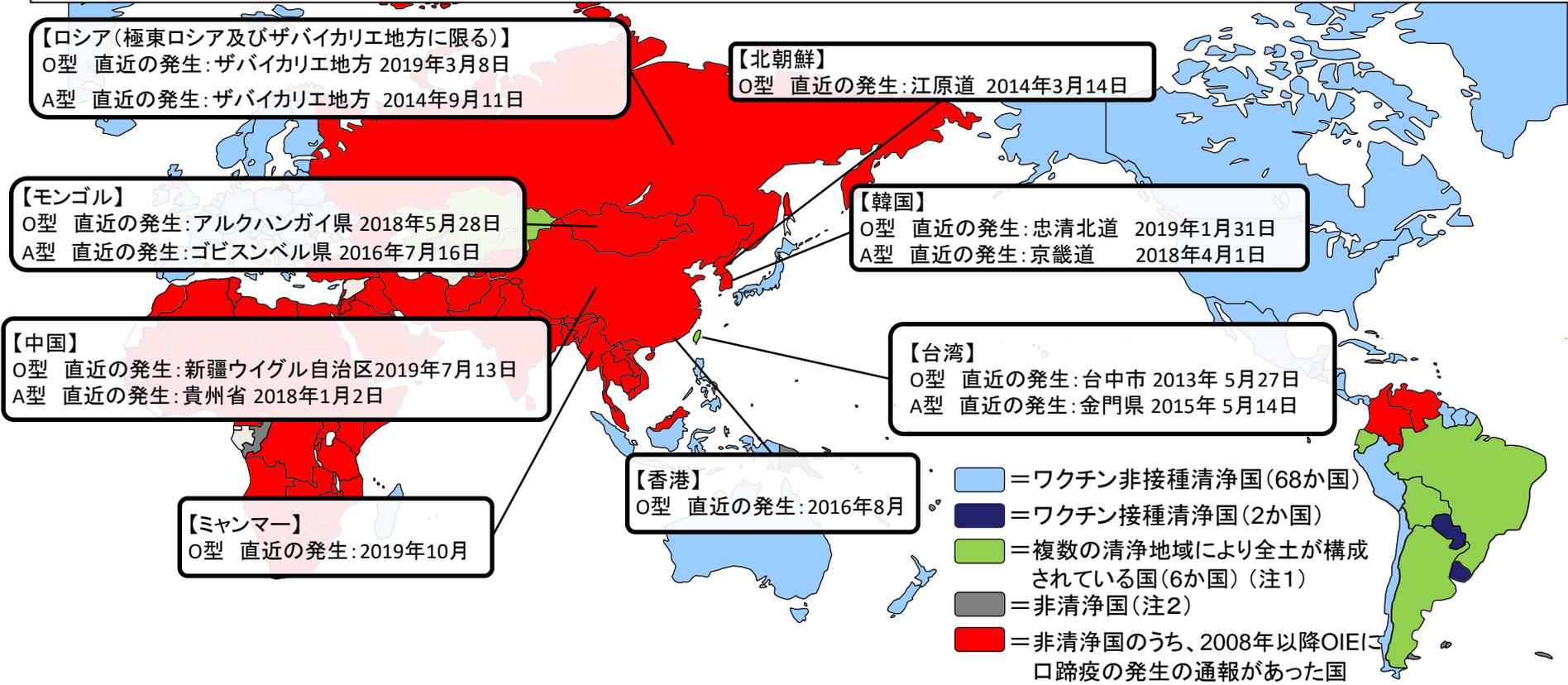
発生時には…

まん延防止対策



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫及び高病原性鳥インフルエンザに係る日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。



注1 国の全土が、ワクチン接種清浄地域及びワクチン非接種清浄地域により構成されている。アルゼンチン、エクアドル、ボリビア、カザフスタン、ブラジル、台湾の6か国

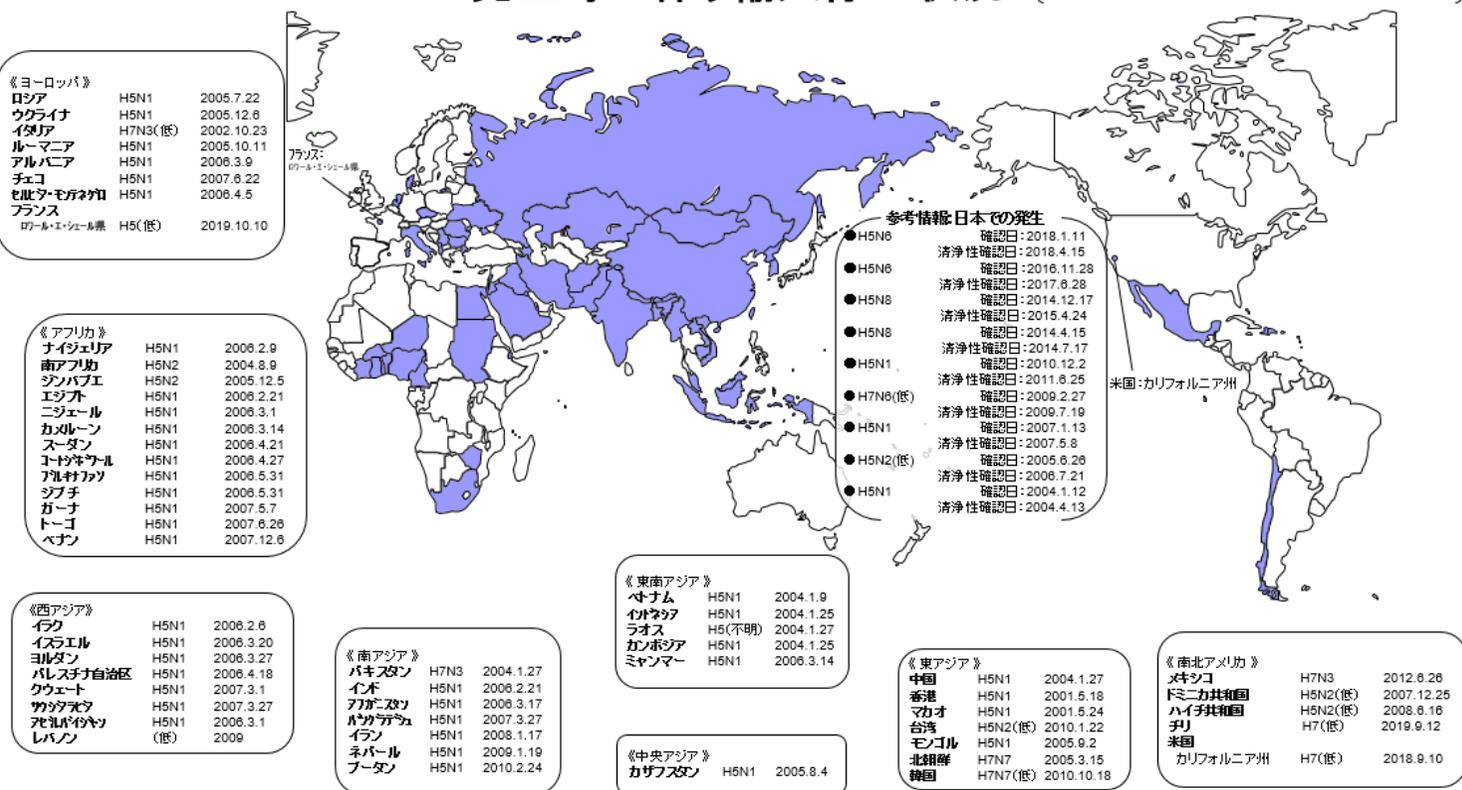
注2 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域／ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ 2004年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止。
- ・ アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う輸入停止状況

（ = 輸入停止国【54か国/地域】）



アジア地域への支援の概要

- “ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業
- ・ 平成31年度予算額 68百万円
- ・ 事業内容

アジア域内の野鳥及び家きんの鳥インフルエンザの防疫対策ワークショップの開催、各国の狂犬病対策の有効性評価、アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化等

- 我が国のSPS関連総合対策プロジェクトのうち「ASF等越境性動物疾病の清浄化に向けた取組」の概要

ASFの専門家ネットワークの構築、口蹄疫等防疫ロードマップの策定、重要疾病の監視、情報共有の推進等

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す
 ※日付は確認日（日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日）
 ※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、垂型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記
 ※赤字は更新箇所

越境性疾病の侵入防止策について

1 基本的考え方

- (1) 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、CSF、口蹄疫のアジア唯一の清浄国（CSFについては、昨年9月、26年ぶりに発生が確認され、現在、保留中）。また、近年、欧州で拡大しているASFが昨年8月、アジアに初めて中国で確認され、本年1月にはモンゴル、2月にはベトナム、3月にはカンボジアで確認。
- (2) アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

アジア地域における豚コレラの発生状況

■ = 豚コレラ非清浄国 ■ = 豚コレラ清浄国ステータス停止中



2019年3月11日現在

※出典: OIE 他

アジア地域におけるアフリカ豚コレラの発生状況

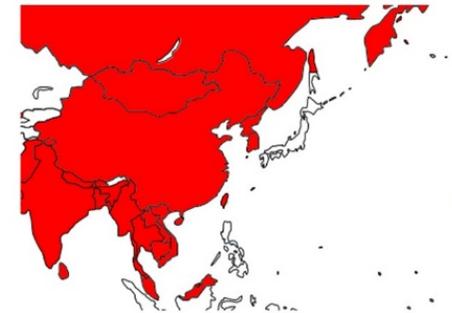
■ = 2005年以降OIE等に発生通報があった国地域



2019年4月3日現在

アジア地域における口蹄疫の発生状況

■ = 口蹄疫の発生がある国(2016年から現在までに、OIEに発生の報告があった国 ※半年レポートによる)



2019年2月25日現在

※出典: OIE

越境性動物疾病の侵入防止策について

2 国内への侵入防止策

(1) 広報活動の強化

- 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約9割）
- 広報ポスターの掲示（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を明示）

(2) 畜産物の持込みの取締

- 検疫探知犬による探知活動
- 職員による質問（通訳を配置）
- 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3) 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）



広報ポスター

3 国内における侵入防止策

(1) 春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性動物疾病の情報、対策のポイント等を共有

(2) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 人や車、物の出入りに際しての畜舎、飼料倉庫、たい肥舎等、特に衛生的な管理が必要となる衛生管理区域を設定し、洗浄、消毒の徹底
- また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
 - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
 - 生肉を含む可能性がある食品循環資源を飼料として給与する場合、70度以上で30分間以上など加熱処理すること

を指導。

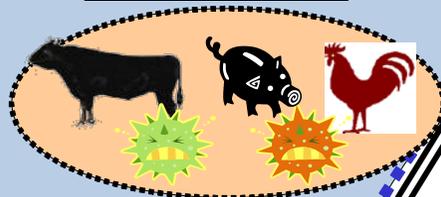


検疫探知犬による探知活動

国際空港・海港における水際検疫の強化

- 海外から口蹄疫、ASF等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2011年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、発生国からの入国者に対する質問、携帯品の検査や必要に応じた消毒が可能となるなど、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する 注意喚起



発生国からの入国者への 質問の実施



動植物検疫探知犬による 手荷物検査



消毒マットを用いた 靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

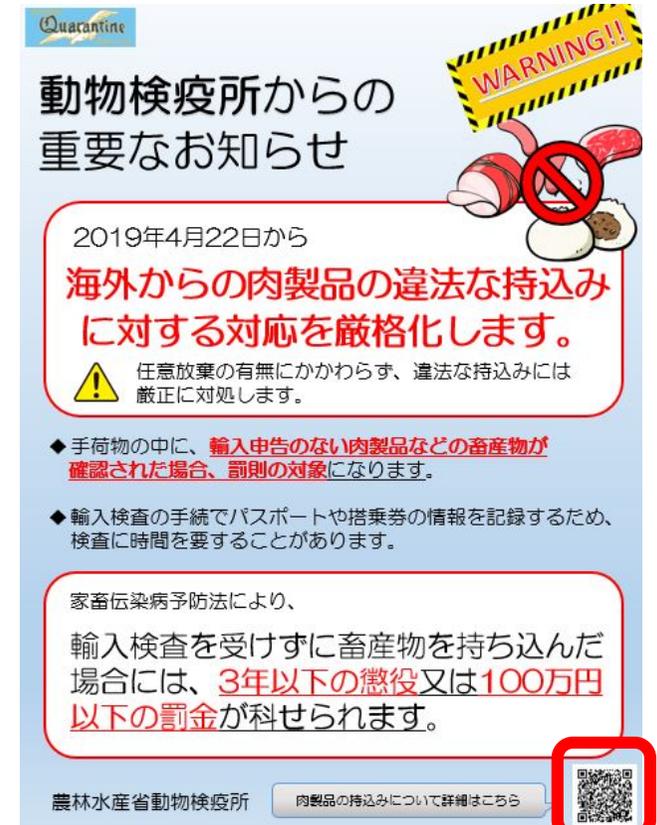
Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
 ※全国で検疫探知犬36頭を導入(ビーグル34頭、ラブラドル・レトリバー2頭)



新千歳空港



ナイトロ (♂) ロキシー (♀)

成田国際空港



ティナ (♀) ギャリー (♂) タリー (♂) ジャグ (♂) メグ (♀) ボタン (♀) ピーチ (♀) ジン (♂) ビス (♀)

東京（羽田）国際空港



バックー (♂) ニール (♂) ダブ (♀) フジ (♂) ルイ (♀) マリー (♀)

関西国際空港



セシル (♂) ボウ (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) タロウ (♂) ラン (♀) サプロウ (♂)

静岡空港



ソラ (♀)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂) ユズ (♀)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀) ジロウ (♂)

鹿児島空港



モモ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティー (♂)

川崎東郵便局



ハーパー (♀) ビーン (♀)

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からASF、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構

HOME | 技能実習制度・「研修」 | 事業紹介

広報・啓発活動 | JITCOについて

お知らせ

[日本への肉製品の持ち込みなどについて](#)

2016年2月3日
日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分にご対応をお願い申し上げます。



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2019年10月（総検査検体数1300件^(*)）

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度	
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)		
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)		
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)		
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)		
台湾	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)		
		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)		
フィリピン	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	2016年度	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)		
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)		
中国	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)		
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)		
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)		
台湾	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)		
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)		2018年度
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)		
		鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)		
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)		
		ASFウイルス(2株)		

★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品83件から、ASFウイルスの遺伝子を検出
(2019年11月29日現在)
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスを分離



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)

^(*)2019年10月までに検査終了した検体数

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ

2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化します。

! 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



警 告 書

No. _____
年 月 日

国 籍 : _____
生 年 月 日 : _____
パスポート No. : _____
personal Id. No. : _____

農林水産省動物検疫所〇〇支所（〇〇出張所）
家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないように強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく摘発（告発）等を行うことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 〇〇支所（〇〇出張所）
住所 : _____
電話 : _____ FAX : _____

注: 「別記の畜産物」を添えて2名（成年、カーボン複製）を作成し、費用を付し、1通（カーボン複製）を郵送するか、1封（原本）を郵送すること。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第62条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に関わらず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込みは違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まないことを誓約します。

警告書を厳かに受領しました。

受領日 : _____ 年 月 日
入国手段 : _____
郵便名 : _____
住所（日本滞在先住所） : _____
滞在期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
氏 名 : _____
電話番号 : _____
目 録 : _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- CSFは、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、50例の発生を確認（12月4日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
口蹄疫	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321
牛海綿状脳症(BSE)	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
CSF	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高病原性鳥インフルエンザ	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、CSF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。

我が国におけるCSFの発生状況

- CSFはアジアをはじめとする世界各地に分布。我が国は平成4年の発生事例以降、清浄化に向けて検討を進め、平成8年から清浄化対策を開始。平成25年にOIEによるCSF清浄国の公式ステータスを取得（一時停止中）。
- 平成30年9月9日、岐阜県岐阜市の養豚場において26年ぶりに発生。令和元年12月4日までに50例の発生を確認。各事例について、適切な封じ込め措置を実施。
- 野生イノシシのCSFウイルス感染拡大防止対策を実施するとともに、防疫指針を一部改正し飼養豚への予防的ワクチン接種を開始。

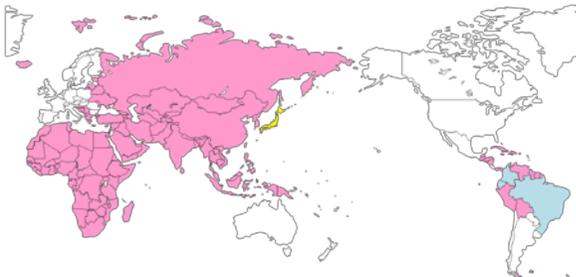
CSFをめぐる経緯

- 1992年(H4) 国内最終発生(当時)(熊本県)
 1996年(H8) CSF撲滅体制が確立し対策事業が開始
 2006年(H18) ワクチン接種全面禁止
 2007年(H19) OIEに本病の清浄化を宣言
 2015年(H27) OIEの公式ステータスを獲得
 2018年(H30) 9月～
 26年振りの発生(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県 計50例)

世界の発生状況

中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

- =CSF清浄国 (36カ国)
- =CSF清浄地域を含む国 (3カ国)
- =清浄国ステータス一時停止中 (1カ国)
- =CSF非清浄国



※令和元年11月現在

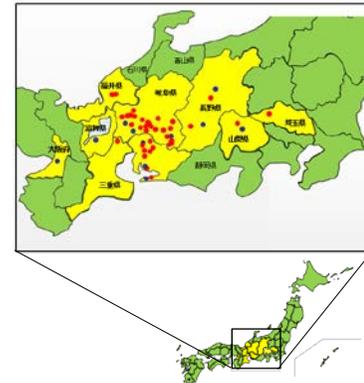
平成30年9月以降の発生

発生状況

都道府県	畜種	防疫措置対象	飼養頭数
岐阜県	豚、いのしし	発生農場:22、関連農場:2、関連と場:2	69,670
愛知県	豚	発生農場:17、関連農場:28	63,526
三重県	豚	発生農場:1	4,189
福井県	豚	発生農場:2	997
埼玉県	豚	発生農場:6	7,607
長野県	豚	発生農場:2、関連農場:1、関連と場:1	2,905
山梨県	豚	発生農場:1	890

(8例目(愛知県豊田市)の発生に伴い長野県、大阪府、滋賀県の関連農場(計3)・関連と場(計1)でも防疫措置を実施)

令和元年12月4日現在



飼養豚への予防的ワクチン接種

- 令和元年10月15日にCSFの予防的ワクチン接種を可能にする新たな防疫指針を施行。同指針に基づき、CSF感染イノシシが確認され、衛生管理の徹底のみでは豚等における感染防止が困難と認められた12県をワクチン接種推奨地域に設定。

野生イノシシ対策

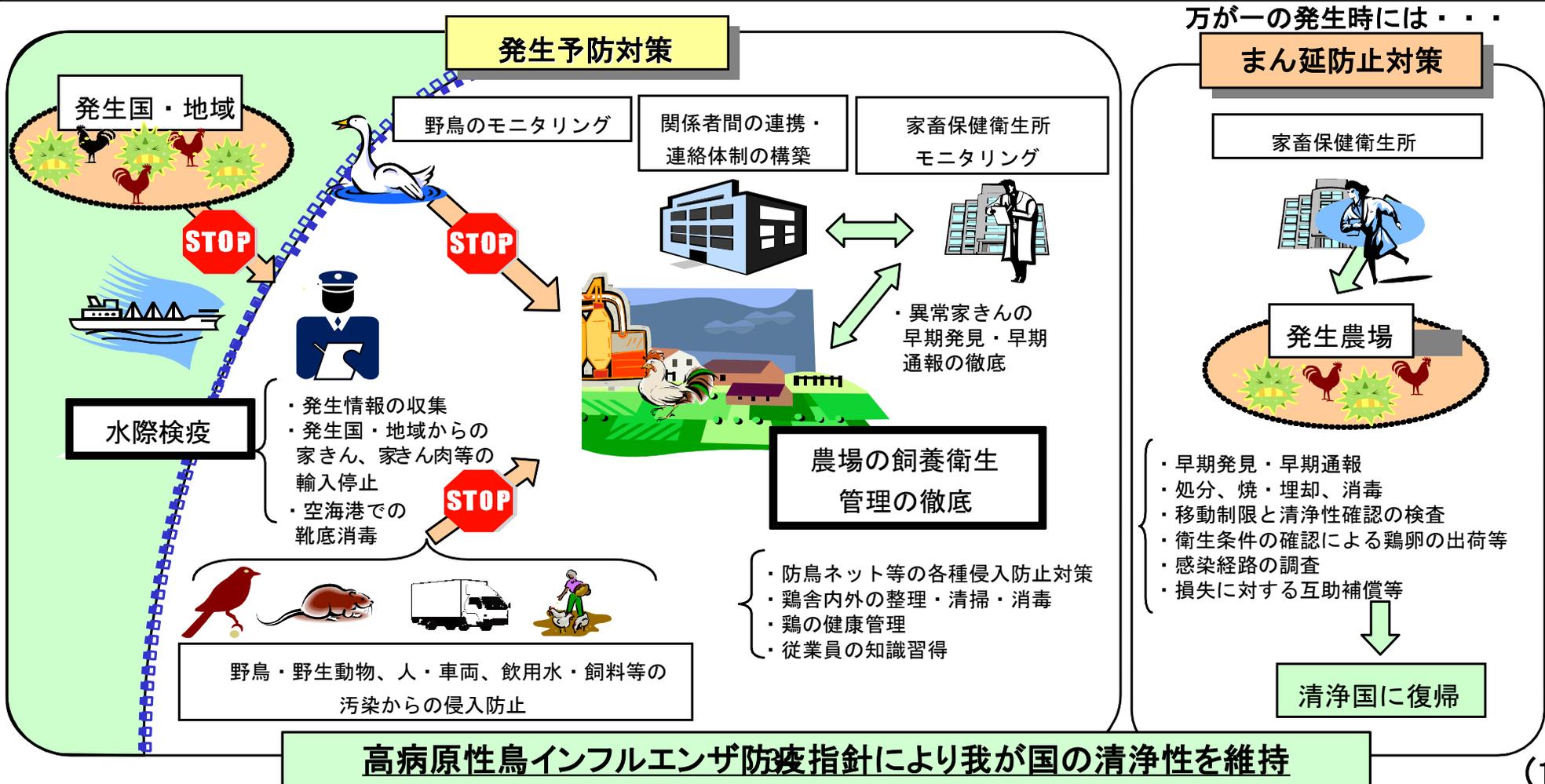
- 捕獲の強化 (21都府県)**
 - CSF感染イノシシが確認されている県及びその隣接県において、捕獲重点エリアを設定し、イノシシの捕獲を強化。
- 野生イノシシの感染状況調査**
 - 死亡イノシシのみならず、捕獲イノシシについても、検査を強化。
- 経口ワクチン散布 (19都府県)**
 - CSF感染イノシシが確認されている県のみならず、ウイルスの拡散防止のため、未確認県でも散布を実施。
 - 冬期より、新たに山梨県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府においても散布予定

野生イノシシ検査結果 (12月4日現在)

- 群馬県: 陽性9頭、陰性402頭 (計411頭)**
- 埼玉県: 陽性28頭、陰性367頭 (計395頭)**
- 富山県: 陽性30頭、陰性161頭 (計191頭)**
- 石川県: 陽性11頭、陰性206頭 (計217頭)**
- 福井県: 陽性33頭、陰性264頭 (計297頭)**
- 山梨県: 陽性3頭、陰性67頭 (計70頭)**
- 長野県: 陽性133頭、陰性381頭 (計514頭)**
- 岐阜県: 陽性1,109頭、陰性1,721頭 (計2,830頭)**
- 静岡県: 陽性20頭、陰性568頭 (計588頭)**
- 愛知県: 陽性106頭、陰性1,295頭 (計1,401頭)**
- 三重県: 陽性30頭、陰性1,054頭 (計1,084頭)**
- 滋賀県: 陽性58頭、陰性241頭 (計299頭)**
- ※上記12県以外では965頭実施、全て陰性

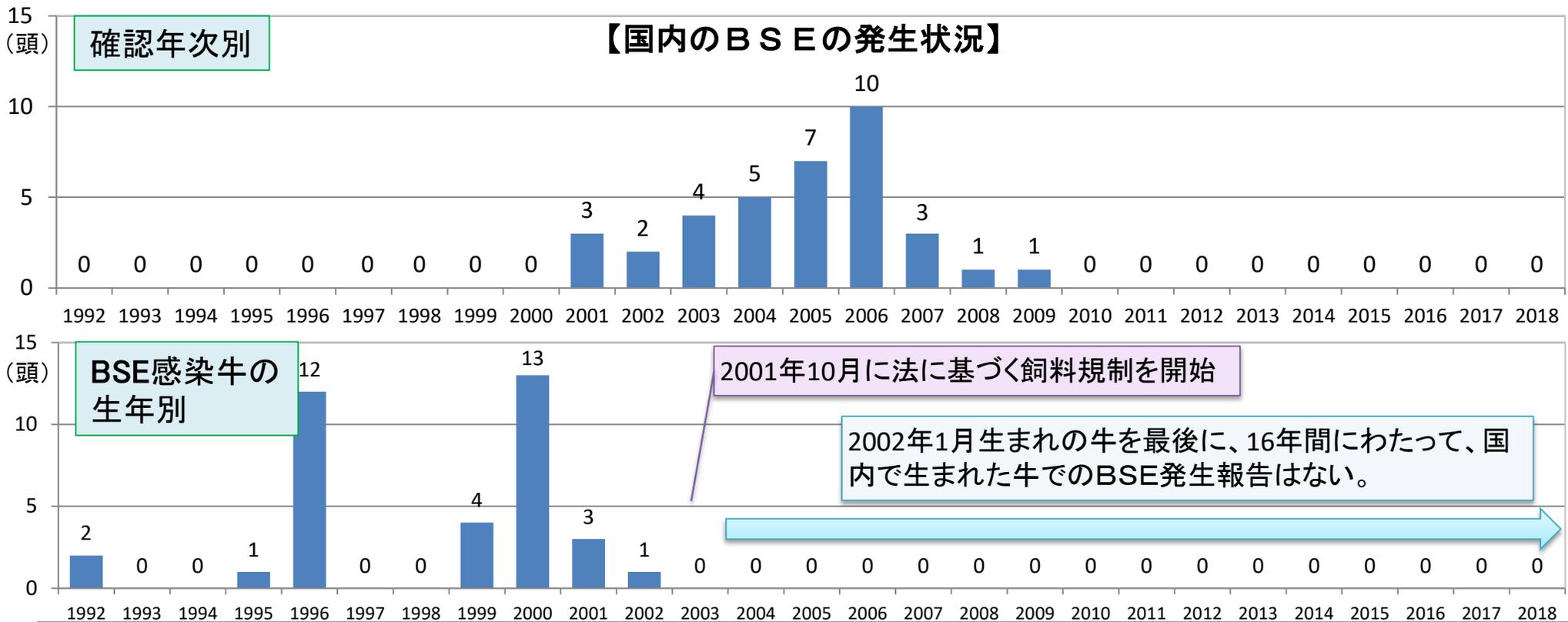
高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



我が国におけるBSEの発生状況

- ・ 2001(平成13)年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)が発生。
- ・ 出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多い。
- ・ 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、16年間にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- ・ 2013(平成25)年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

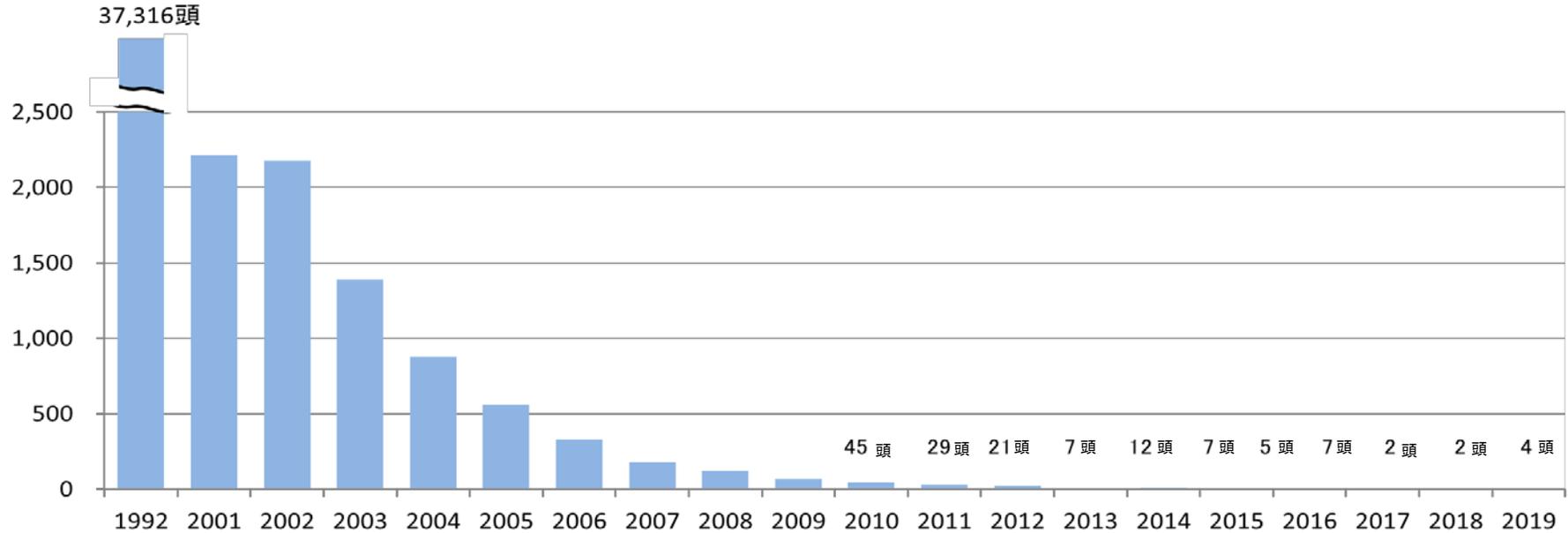


◎BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛(13頭)の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

世界のBSE発生件数の推移

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	Total
Total	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	2	4	190,685
EU (except UK)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	3	5,991
UK	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	184,628
USA	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5
Brazil	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
Canada	0	0	0	2	1※1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	21※2
Japan	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
Israel	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：OIE情報およびEFSAレポートをもとに動物衛生課でとりまとめ。（2019年11月26日現在）

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

BSE対策の概要

○農林水産省

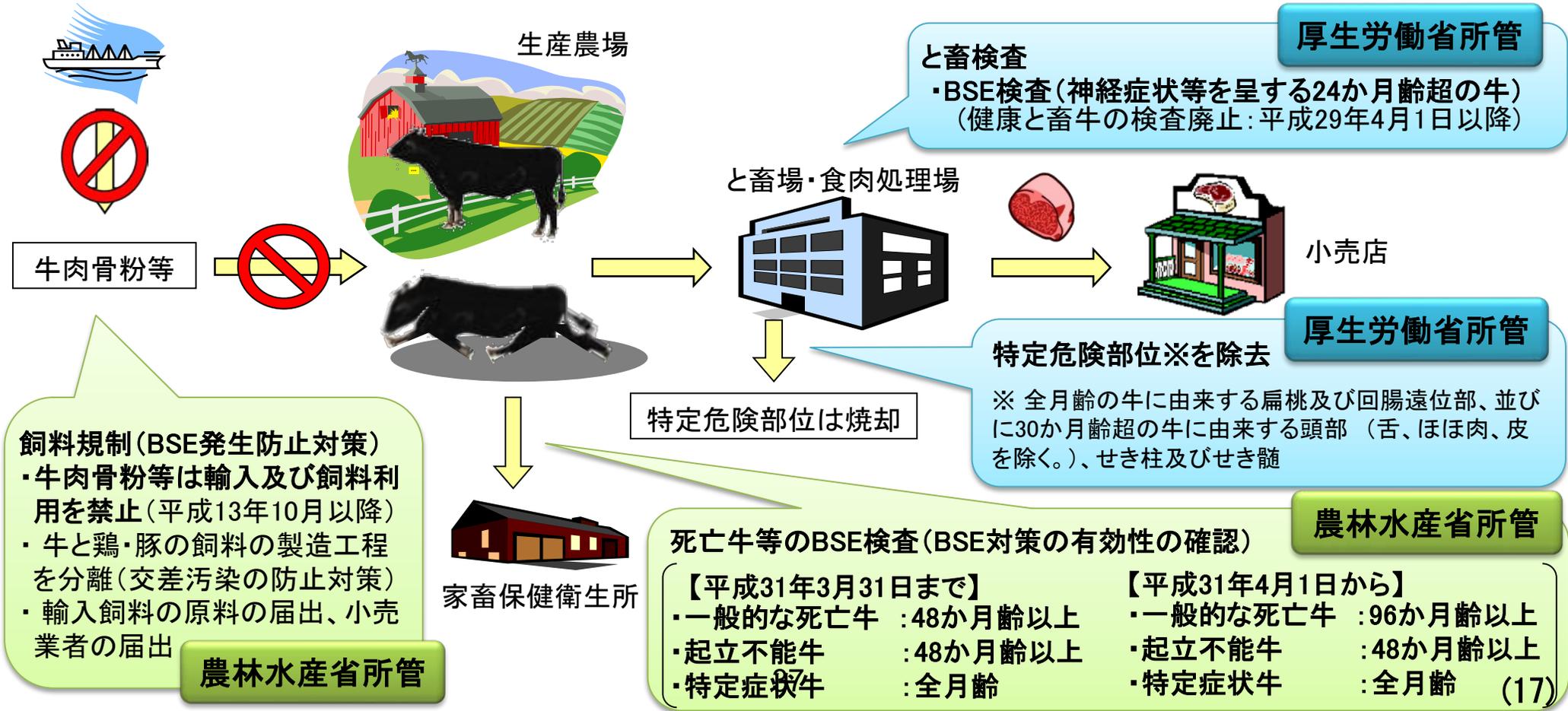
- ・飼料規制(肉骨粉等の飼料としての給与を禁止)
- ・死亡牛等のBSE検査

【平成31年3月31日まで】
 一般的な死亡牛、起立不能牛 : 48か月齢以上
 特定症状牛 : 全月齢

【平成31年4月1日から】
 一般的な死亡牛 : 96か月齢以上
 起立不能牛 : 48か月齢以上
 特定症状牛 : 全月齢

○厚生労働省

- ・特定危険部位の除去
- ・と畜検査(BSE検査:神経症状等を呈する24か月齢超の牛)(健康と畜牛の検査は廃止)



飼料規制(BSE発生防止対策)

- ・牛肉骨粉等は輸入及び飼料利用を禁止(平成13年10月以降)
- ・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離(交差汚染の防止対策)
- ・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

農林水産省所管

死亡牛等のBSE検査(BSE対策の有効性の確認)

【平成31年3月31日まで】

- ・一般的な死亡牛 : 48か月齢以上
- ・起立不能牛 : 48か月齢以上
- ・特定症状牛 : 全月齢

【平成31年4月1日から】

- ・一般的な死亡牛 : 96か月齢以上
- ・起立不能牛 : 48か月齢以上
- ・特定症状牛 : 全月齢

農林水産省所管 (17)

と畜検査

- ・BSE検査(神経症状等を呈する24か月齢超の牛)(健康と畜牛の検査廃止:平成29年4月1日以降)

厚生労働省所管

特定危険部位※を除去

※ 全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部(舌、ほほ肉、皮を除く。)、せき柱及びせき髄

厚生労働省所管

日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE (国際獣疫事務局) は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階(「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」)に分類
- ・ 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け(BSEステータス)の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」
(2013年6月4日林農林水産大臣記者会見)

「無視できるBSEリスク」の国認定証

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	- (29年4月~)	-	- (注1)
	死亡牛	48か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部(注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭(注2)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、脊柱(背根神経節を含む)、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年OIEへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要。

2017.4.1-2018.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満	0	0	0	0	1271	508	1	260
4才以上7才未満	0	0	35812	32231	7178	11485	21	15750
7才以上9才未満	0	0	11669	4668	2773	1941	16	3520
9才以上	0	0	9863	986	1548	310	14	630
小計	0	0	57344	37885	12770	14244	52	20160

合計ポイント: 72289

サーベイランスでは、日本は、7年間に15万ポイント(21,428点/年)以上となるように検査を実施する必要がある。

- 注1: EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい(2013年2月~)。なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。
- 注2: 高リスク牛: 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。
- 注3: EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄のみSRM除去の対象となっている(2015年8月5日~)。

生産性向上に向けた家畜衛生対策

- 家畜の伝染性疾病のうち、豚や子牛の呼吸器・下痢疾患、牛の乳房炎など、重篤な症状を示さないものの、出荷頭数や出荷体重、乳量の低下などの家畜の生産性を阻害する疾病は、その特性からコントロールが容易ではなく、畜産経営に大きな影響を与える。これらの家畜衛生対策を進めていくことにより生産性の向上を図る必要。
- 生産性の向上に向けた全国会議を開催し、国、都道府県、関係機関間で先進的な取組事例の共有、今後の対策に関する意識の共有により、連携を強化。
(第1回議題：牛の疾病(2017年7月)、第2回議題：豚の疾病(2018年4月))

<推進の方向性>

取組成功事例の共有

円滑な横展開に向けた戦略の構築

関係者間の認識の共有化・連携

<対策の成果>

生産性の向上 (= 農家の所得向上)

- ・ 家畜の損耗防止
- ・ 抗菌剤等の使用量 (治療費) 減少 (AMR対策にも資する)

<課題>

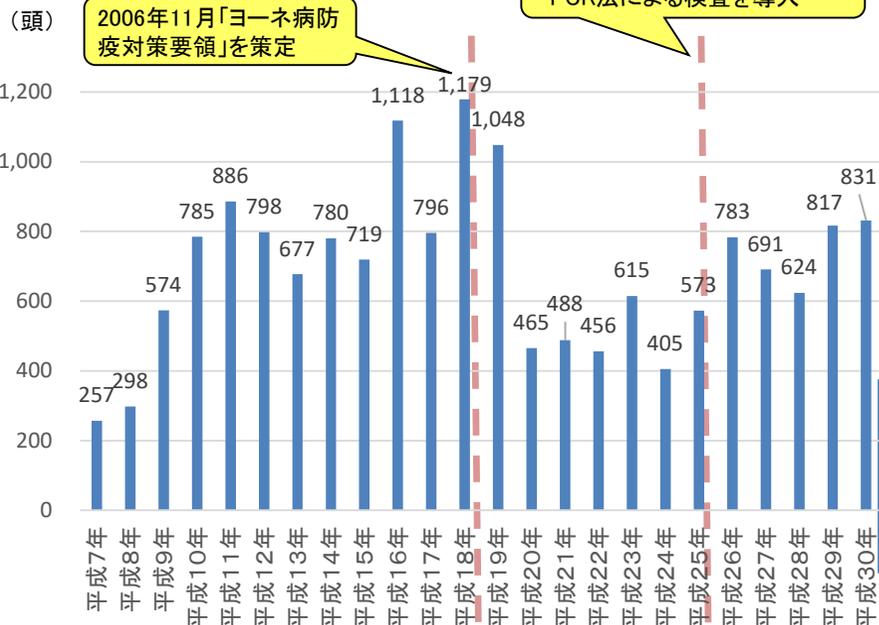
- ・ 農場の経営実態に応じたオーダーメイドの対策パッケージの検討
- ・ 民間管理獣医師の積極的な関与による地域一体となった取組

ヨーネ病(JD)対策

- 細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨーネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

現状

患畜頭数



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施）。
⇒ **検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒ **評価額の4/5を交付**
- 牛のヨーネ病対策要領（2013年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・ 予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・ 牛の移動管理：**清浄確認農場からの導入**
検査陰性牛の導入
 - ・ まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。
 - ①同居牛の検査（年3回）
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国の支援策

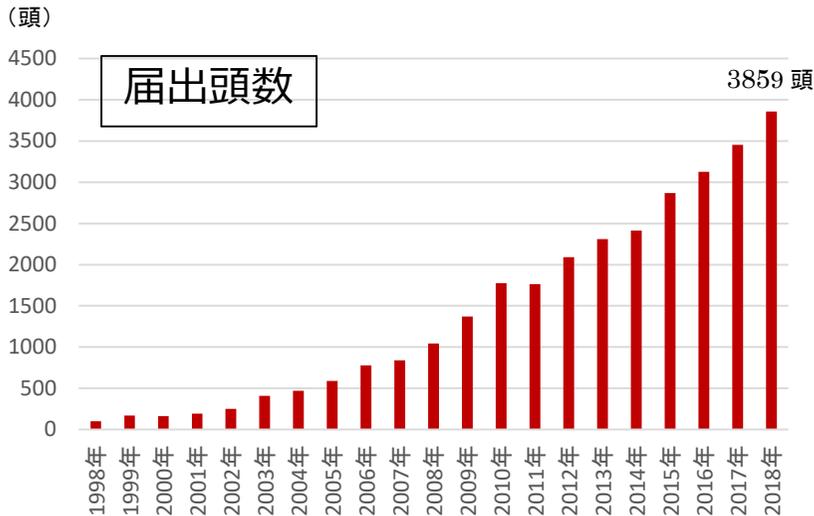
- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の**
飼主とう汰費用、陰性証明書の交付費用等を支援 (20)

- ウイルス (BLV) を原因とし、リンパ肉腫 (腫瘍) を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると削瘦、眼球突出、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛を把握し、経営状況等に応じ感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月(乳用牛)、2010年12月～翌4月(肉用牛)



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ **人為的な伝播を引き起こす行為の排除**
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ **飼養者の自農場の浸潤状況の把握**
 - ・ **経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施**
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ **農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減**
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



国の支援策

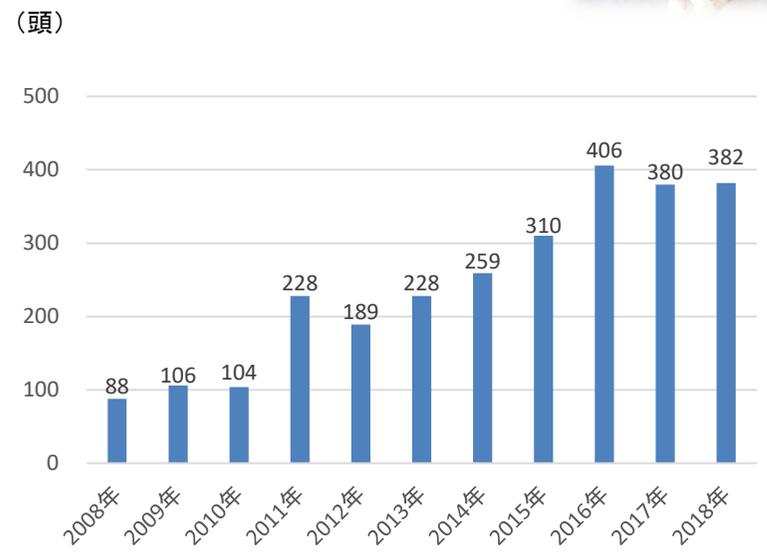
- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰 等の取組を支援 (21)

牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)対策

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ **陰性牛の導入**、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ **予防接種の励行**

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための**定期的な検査**の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ **自主とう汰の推進**



国の支援策

- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛48のワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援 (22)

豚流行性下痢(PED)対策

- ウイルス（豚流行性下痢ウイルス）を原因とし、主に哺乳豚に水様性下痢・脱水等を引き起こす豚の疾病。感染豚の糞便中に排出されたウイルスを介して感染。
- 飼養衛生管理の徹底による侵入防止や農場内、農場間のウイルスの伝播防止、母豚へのワクチンの適切な使用が重要。

現 状

- 2013年10月、7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大。



各シーズン※1の累計発生農場数

※1 シーズン：9月から翌年8月まで
 ※2 2018年9月から2019年8月まで(2019年8月時点)

対策の方向性

- 豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル（2014年10月）
 - ・ 本病を疑う家畜発見時の対応
 家畜の所有者が**本病の発生が疑われ、家畜保健衛生所等に通報する必要のある症状（※）を明記。**

※ 複数の繁殖母豚の分娩した哺乳豚で半数以上が下痢等を呈した場合等

- ・ 防疫措置
農場における対策:飼養衛生管理基準の遵守の徹底
 （畜舎出入口での消毒、衣服の更衣等の徹底）
- ・ **発生農場情報の共有**
 畜産関係者や発生農場に出入りする業者に対する情報提供
- ・ **特別防疫対策地域の指定**
 都道府県は、侵入・拡大リスクが高まった地域を指定し、
 - ① 健康観察の結果、哺乳豚の全死亡頭数の報告
 - ② 農場及びと畜場の出入口の緊急消毒等を実施。
- ・ **ワクチンの適正使用**
 ワクチンの特徴（母豚に接種し、乳汁を介して子豚に免疫を与える）を理解し、用法・用量に従って使用

オーエスキー病(AD)対策

- ウイルス（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では、潜伏感染(ウイルスが不活性化状態で維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスでウイルスが再活性化し、他の豚への感染源となるため、感染豚の摘発・早期更新が重要。

現状

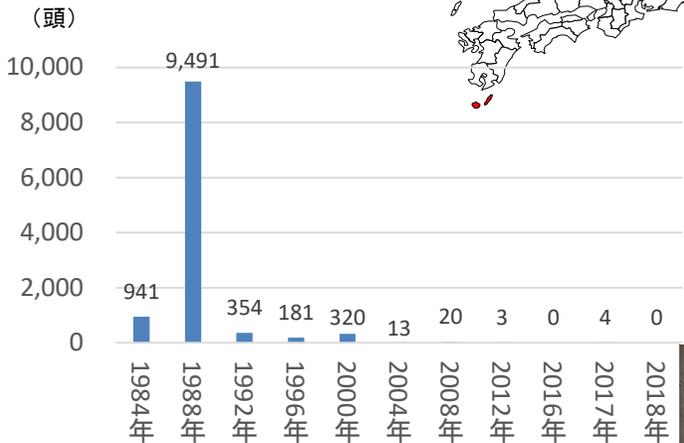
- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- ワクチン接種を活用した防疫対策により、全国的に清浄化が進展している。

(2019年3月現在)

■ 野外ウイルス感染豚の飼養が確認されている浸潤県 1県



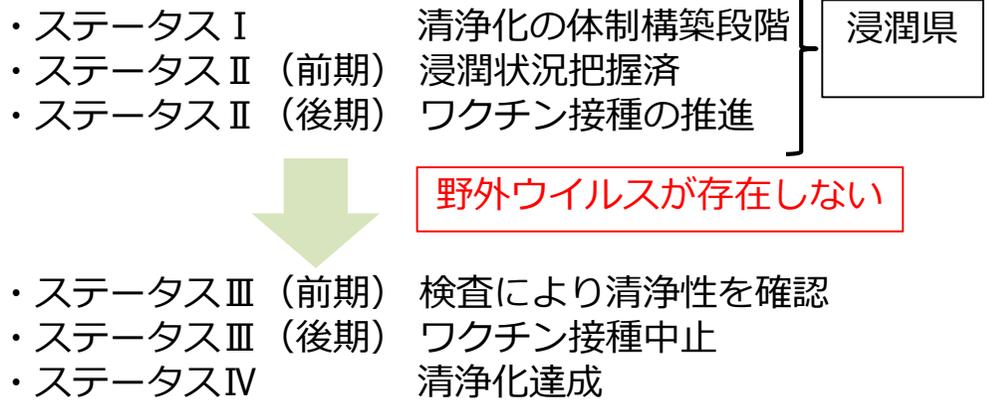
届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領(1991年3月。2017年3月改正) 衛生的な飼養管理の徹底及び浸潤状況(地域ステータス)を踏まえて地域の状況に応じた対策を講じることが重要。

(地域ステータス)



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 衛生管理区域の設定
 - 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - 必要のない者の立入りの制限
 - 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - (豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - (鶏)防鳥ネット等の整備
 - 家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - 家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 埋却地の確保等
 - 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - 入場者に関する記録の作成・保管
- 大規模所有者に関する追加措置
 - 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - 通報ルールの作成

※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(平成31年3月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員 ※

約2,900名(平成30年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

HACCP方式取組農家

取組農家戸数:5,210(平成30年3月時点)

46

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証農場(1/3) (乳用牛、肉用牛)

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

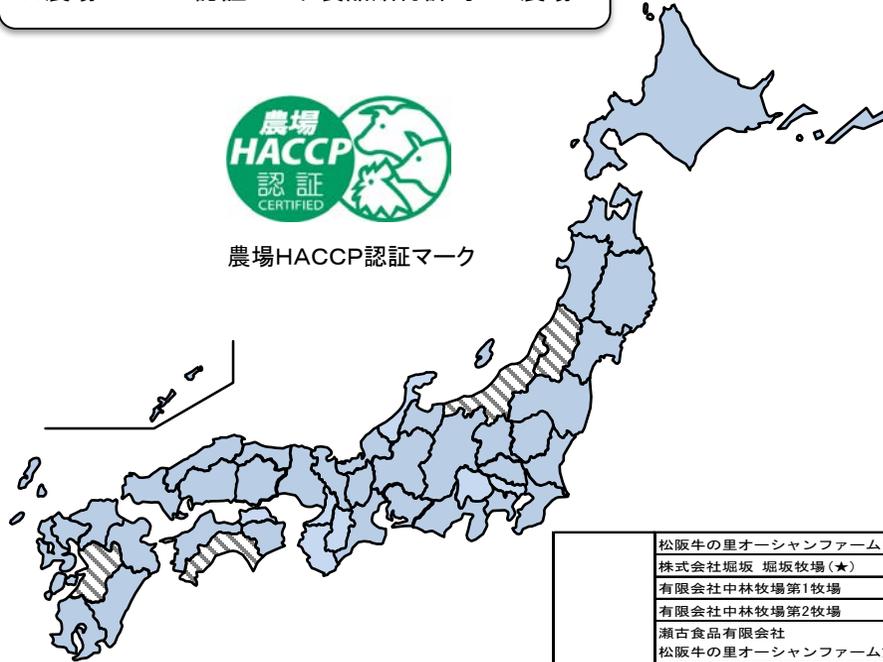
<乳用牛:32農場>

北海道	有限会社藤井牧場(◎)
	及川牧場
	株式会社ノベルズデーリーファーム
	株式会社Kalm角山(◎)
	ひらかわ牧場
	小野寺牧場
	株式会社CONNECT
	株式会社TACSしべちや
	株式会社学林ファーム
	岩手県
新潟県	<u>株式会社神田酪農</u>
山形県	濱田牧場
	今牧場
群馬県	有限会社井上牧場
	有限会社増茂ディリー
	須藤牧場
	株式会社グローリーデーリーファーム
	<u>有限会社小菅牧場</u>
埼玉県	株式会社i-Milk Factory
千葉県	皆川牧場
	株式会社近藤牧場(◎)
神奈川県	株式会社雪印こどもの国牧場
	有限会社石田牧場
長野県	株式会社長門牧場
静岡県	佐野牧場
	柴田牧場

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 :118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可:18農場



農場HACCP認証マーク



鳥取県	有限会社岸田牧場(★)
岡山県	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第2牧場)
	公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第1牧場)
	有限会社安富牧場
	株式会社あさなべ牧場
大分県	有限会社安養寺牧場

三重県	松阪牛の里オーシャンファーム(◎)
	株式会社堀坂 堀坂牧場(★)
	有限会社中林牧場第1牧場
	有限会社中林牧場第2牧場
	瀬古食品有限会社
	松阪牛の里オーシャンファーム第三牧場(◎)
	株式会社長太屋松阪牧場(★)(◎)
	有限会社三重カドワキ牧場(★)
	有限会社伊藤牧場
	株式会社三重加藤牧場明和牧場
	三重萩牧場
	有限会社竹内牧場
	<u>西岡畜産</u>
滋賀県	有限会社澤井牧場第2牧場(◎)
鳥取県	おぐら畜産農場
徳島県	農事組合法人長峯肉牛生産組合(◎)
熊本県	株式会社矢岳牧場
大分県	株式会社ゆふいん牧場久住高原都野牧場
宮崎県	有限会社中林牧場児湯支場(◎)
	安楽畜産株式会社鹿取牧場(◎)
	安楽畜産株式会社永野牧場
	<u>有限会社うしちゃんファーム第五肥育センター うしちゃんセンター高須智</u>
	<u>有限会社うしちゃんファーム第二肥育センター うしちゃんセンター石巻太田</u>
鹿児島県	有限会社野村畜産本串農場
	農業生産法人みらいファーム株式会社志布直富農場(◎)
長崎県	有限会社福永畜産 第2農場
	株式会社野元牧場 箱崎支場

<乳用牛・肉用牛:2農場>

山形県	山形県立農林大学校
熊本県	<u>菊池地域農業協同組合キャトルブリーディングステーション事業所</u>

<肉用牛:60農場>

北海道	サロマ牛肥育センター株式会社(◎) (トップファームグループ)
	株式会社向陽畜産
	有限会社コスモス(★)
	株式会社トップファーム(◎) (トップファームグループ)
	パシフィックファーム株式会社(◎) (トップファームグループ)
	株式会社大野ファームグループ(◎)
	株式会社ホクチクファーム標茶分場(◎)
	株式会社敷島ファーム白老牧場(◎)
	有限会社長沼ファーム 本場(◎)
	宮城県
有限会社蔵王高原牧場川崎育成牧場 (高橋畜産グループ)	
山形県	有限会社スカイファームおざき芦沢農場(◎)
	有限会社蔵王ファーム山形蔵王牧場 (高橋畜産グループ)
	有限会社蔵王ファーム米澤農場 (高橋畜産グループ)
	有限会社蔵王ファーム山形第2農場 (高橋畜産グループ)
	株式会社和農産(★)
	有限会社水上畜産
	<u>株式会社米澤佐藤畜産生産部理想肥育研究所</u>
	<u>姫城中川ファーム</u>
栃木県	株式会社イソシンファーム
	株式会社敷島ファーム那須第1牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第2牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第3牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第4牧場(◎)
	株式会社敷島ファーム那須第5牧場(◎)
	株式会社野村牧場
	株式会社佐藤牧場
群馬県	有限会社島山牧場(◎)
千葉県	株式会社IIZASA牧場
	株式会社御子神畜産
	岩淵義徳牧場(左京農場)
神奈川県	石井牧場
長野県	牧舎みねむら(★)
	有限会社小田切牧場東部

農場HACCP認証農場(2/3) (養鶏(採卵)、養鶏(肉用))

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：18農場



農場HACCP認証マーク



<養鶏(肉用):15農場>

岩手県	株式会社オヤマ名木沢農場
	株式会社オヤマ名木沢第二農場
山形県	株式会社アイオイ鶴ヶ平ファーム
	株式会社アイオイ 観音寺ファーム・ミノ平ファーム
群馬県	群馬農協チキンフーズ株式会社北橋農場
千葉県	丸トポトリー食品株式会社椎名農場
	<u>株式会社秀鶏園森戸農場</u>
愛知県	丸トポトリー食品株式会社
徳島県	株式会社イシイフーズ脇町農場
	オランダ農業協同組合ひまわり農場
	貞光食糧工業株式会社大久保農場
福岡県	農事組合法人福栄組合金剛農場
佐賀県	株式会社中島鶏園太良農場
宮崎県	株式会社熊田原工務店こっこ家くまちゃん
	株式会社久都みやざき久米田農場

鳥取県	有限会社小川養鶏場
島根県	木次ファーム
山口県	有限会社よしわエッグファーム
愛媛県	JAえひめフレッシュフーズ株式会社菅沢育成場
	愛媛飼料産業株式会社菊間ファーム
福岡県	有限会社福岡ファーム(★)
	株式会社平野養鶏場福島本場 <u>青柳養鶏場</u>
熊本県	株式会社ココファーム
大分県	有限会社大分ファーム鹿鳴越高原農場
	JAうすきたまごファーム株式会社臼杵農場
宮崎県	新富エッグシステム株式会社18農場(◎)
	株式会社アクレス 柳ノ上成鶏農場
鹿児島県	有限会社松原養鶏場仁田尾成鶏農場
	南九州エッグシステム株式会社眩ヶ山農場(◎) 南九州エッグシステム株式会社末吉農場(◎)

<養鶏(採卵):66農場>

北海道	株式会社ホクリヨウ札幌農場(◎)	
	株式会社ホクリヨウ北見農場	
	株式会社ホクリヨウ十勝農場	
	株式会社ホクリヨウ登別農場	
	株式会社ホクリヨウ千歳農場(◎)	
	有限会社北海道種鶏農場白老農場	
	有限会社北海道種鶏農場台農農場	
	株式会社グランファーム竹浦農場 有限会社ノーステック白老育成場 北海スターテック株式会社白老農場	
青森県	カワケンポトリー <u>東北養鶏株式会社</u>	
岩手県	株式会社アーク牧場事業部農牧部	
	株式会社第一ポトリーファーム盛岡農場(◎) 株式会社第一ポトリーファームはまなす農場(◎)	
宮城県	イセファーム東北株式会社色麻農場(◎)	
秋田県	株式会社中衆たまご秋田農場(◎) 有限会社藤原養鶏場	
山形県	<u>株式会社山田健朗 山田ガーデンファーム</u>	
茨城県	有限会社つくばファーム(◎)	
	有限会社ナリタファーム	
	株式会社エッグドリーム八千代農場	
	千葉丸ト販売株式会社水戸北部農園 有限会社都路ファーム馬立農場	
栃木県	有限会社磯ヶ谷養鶏園 大田原農場	
群馬県	ユキヒラ・エッグ(◎)	
埼玉県	有限会社丸一養鶏場本社農場(◎)	
	有限会社丸一養鶏場今市農場	
	株式会社愛鶏園櫛挽農場	
	株式会社愛鶏園針ヶ谷農場 株式会社愛鶏園深谷農場 株式会社愛鶏園岡部農場	
	株式会社バートナース木更津農場(◎)	
千葉県	奈良養鶏園 株式会社秀鶏園豊里農場 株式会社横浜ファーム君津農場 千葉エッグファーム有限会社	
	富山県	有限会社床鍋養鶏五郎丸農場 有限会社床鍋養鶏南砺農場
	長野県	農事組合法人会田共同養鶏組合本場(★)(◎)
岐阜県	株式会社ダイシンエッグ中津川農場 株式会社クレスト瑞浪農場	
	愛知県	有限会社富田養鶏場七根農場 有限会社知多エッグ 有限会社アツミファーム新城農場 株式会社クレストジャパンホールディングス 大草農場
三重県	有限会社伊勢農場 有限会社せせらぎ	
	京都府	地主共和紹介第一農場 有限会社グリーンファームソーゴ(◎)(★)

農場HACCP認証農場(3/3) (養豚)

令和元年12月4日現在

乳用牛： 32農場
肉用牛： 60農場
乳用牛・肉用牛： 2農場
養豚： 146農場
養鶏(採卵)： 66農場
養鶏(肉用)： 15農場

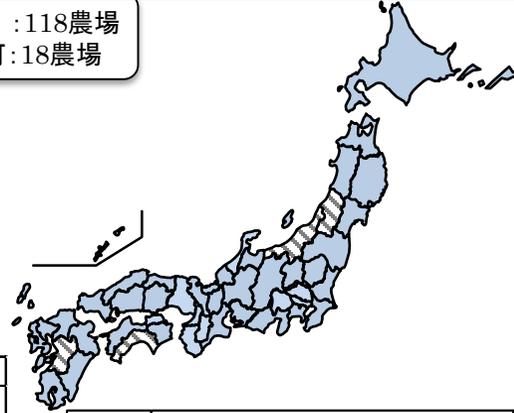
合計： 321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 : 118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可: 18農場



農場HACCP認証マーク



<養豚: 146農場>

兵庫県	有限会社高尾牧場
広島	ファロスム株式会社 西城農場 ファロスム株式会社 西城農場
高知県	<u>農事組合法人平野協同畜産</u>
佐賀県	有限会社永洲ファームリンク黒金農場 有限会社永洲ファームリンク風配農場
熊本県	熊本興畜株式会社本社農場 有限会社高森農場 株式会社佐々牧場第1農場 株式会社佐々牧場第2農場 有限会社コーシン阿蘇大津農場
大分県	有限会社富田ファーム 有限会社福田農園 有限会社九重ファーム 有限会社中川スウィンファーム肥育農場
宮崎県	有限会社香川畜産第一農場 (★) 有限会社香川畜産第二農場 有限会社第一飼料西都農場 株式会社ナンテックファーム守山細田農場
鹿児島県	南日本畜産株式会社繁殖センター 南日本畜産株式会社肥育センター 有限会社環境ファーム(◎) 南州農場株式会社佐多農場(◎) 農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場 南州農場株式会社根占農場(◎) 株式会社シムコ鶴田事業所 株式会社シムコ阿久根事業所 南州農場株式会社A1センター(◎) 有限会社仮屋ファーム(◎) 有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷(◎) 有限会社大成畜産中村農場
沖縄県	株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産繁殖農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第1農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第2農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第一農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第二農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜平良農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜大宜味農場

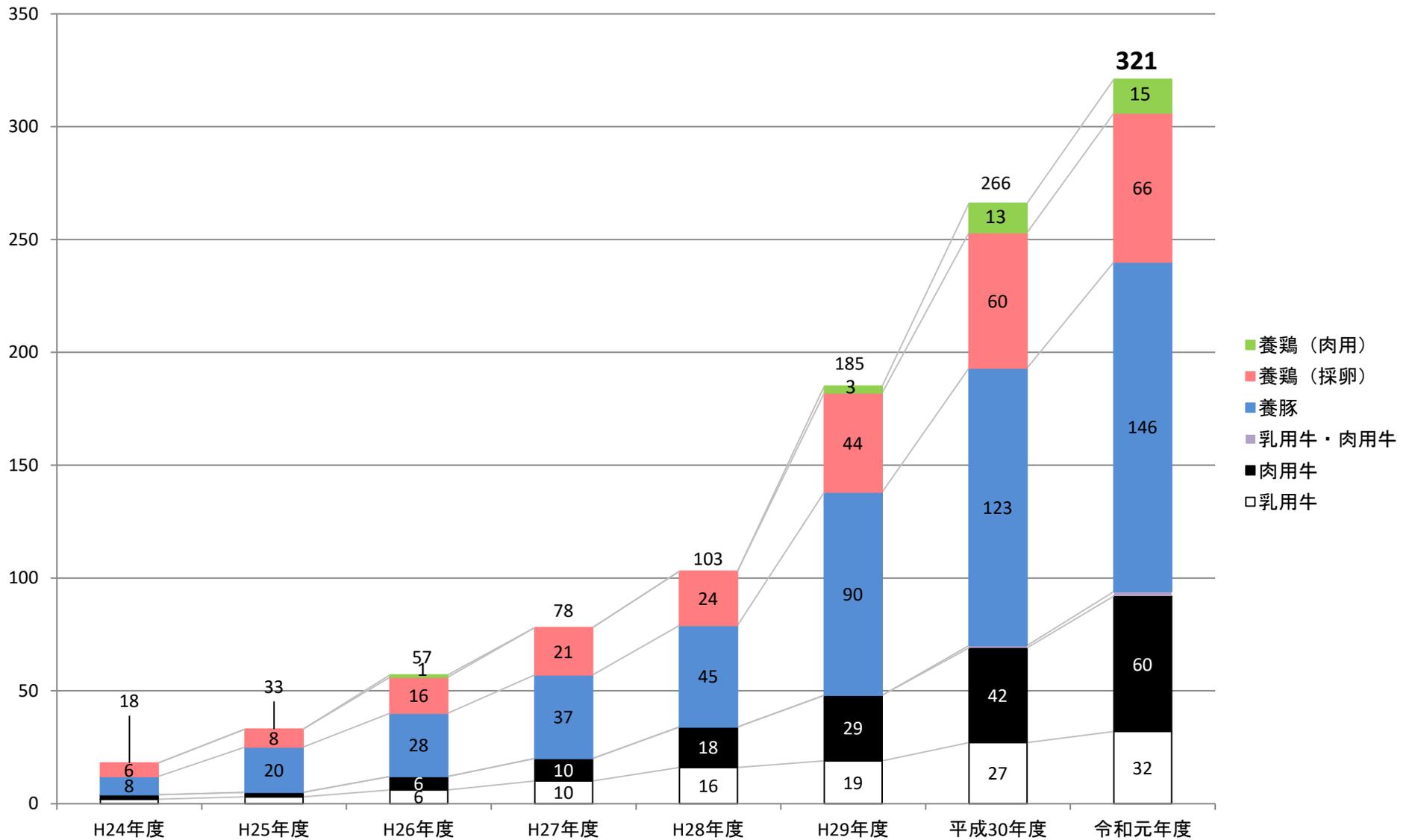
茨城県	有限会社山西牧場 有限会社中村畜産(◎) 有限会社山野商事(★) 株式会社広沢ファーム 有限会社ライファーム 久慈農場 <u>竹熊農場</u>
栃木県	農事組合法人今市ファーム 株式会社石崎ティアアイファーム 株式会社大平牧場(フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン梨木農場(◎) 株式会社フリーデンタカナラ農場(◎) 下仁田ミート株式会社安中牧場
群馬県	利根沼田ドリームファーム株式会社 群馬県立勢多農林高等学校 有限会社ほそや 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 富士見農場
埼玉県	有限会社 松村牧場 株式会社埼玉種畜牧場鳩山牧場
神奈川県	農事組合法人打戻種豚組合(◎) 有限会社 門倉種豚場 有限会社 臼井農産
富山県	株式会社シムコ八尾GGPセンター
福井県	有限会社睦美ファーム
長野県	有限会社中村ファーム 株式会社あざみ野エコファーム
岐阜県	有限会社ロッセ農場
愛知県	株式会社春野コーポレーション畜種改良事業部 有限会社石川養豚場(◎)(★)
三重県	有限会社一志ビックファーム 有限会社クボタビックファーム(◎)(★)

北海道	有限会社下山農場 有限会社ブライトビック千葉・黒潮農場 有限会社ブライトビック千葉飯岡農場 有限会社ブライトビック第一農場 有限会社ブライトビック第二農場 有限会社小堀屋畜産本農場(◎) 有限会社東海ファーム第1・2肥育農場 豊橋飼料株式会社種豚センター 有限会社小堀屋畜産第二農場(◎) 有限会社小堀屋畜産銚子農場(◎) 有限会社比留川畜産 有限会社伊藤養豚株式会社肥育農場 有限会社ATSUTA野手農場 有限会社藤崎農場 農事組合法人千葉アグリ(◎) 宝理養豚肥育農場 株式会社シムコ館山事業所
千葉県	高森養豚 株式会社スタービッグファーム東今泉肥育農場 千葉県畜産総合研究センター養豚エリア 木内養豚 小長谷養豚 愛東ファーム株式会社東庄肥育農場 飯田養豚 高橋養豚肥育農場 有限会社ビギージョイ第3農場 有限会社ブライトビック千葉銚子農場 鈴木養豚 株式会社ユウアイ肥育農場 有限会社ブライトビック千葉GP農場 <u>株式会社ジェリーピーズ多古農場</u> <u>有限会社アリアトリックサイエンス・在田農場</u> <u>有限会社片岡畜産</u>
静岡県	株式会社マルス農場
新潟県	川作ファーム株式会社本場

北海道	有限会社ビクトリーポーク長沢農場 有限会社ビクトリーポーク樽前農場 有限会社西原ファーム 有限会社道南アグロ森農場(◎)(★) 有限会社富樫オークファーム 株式会社ドリームポーク(◎) 辻野ポーク有限会社(◎) 株式会社ほべつすわいん トントス浜中株式会社C 有限会社浅野農場(C) 有限会社中多寄農場 白山農場 有限会社高橋畜産(◎) おおよファーム株式会社(◎) 株式会社十勝野ポーク(◎)
青森県	株式会社三沢農場三沢肥育農場 株式会社やまはた柏木農場 株式会社木村牧場(◎) 飯田養豚場
岩手県	みなみよーとん株式会社 (フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン大東農場(◎) 株式会社アーク花泉農場(◎) 株式会社アーク藤沢農場(◎) 株式会社三沢農場 久慈繁殖農場 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場 株式会社いわて清流ファーム
宮城県	株式会社サイボク東北牧場(◎) 株式会社シムコ岩出山事業所 株式会社AGRI PRIME <u>株式会社栗原農場高清水農場</u> <u>株式会社栗原農場片馬合農場</u>
秋田県	有限会社森吉牧場(フリーデングループ)(◎) ファームランド(◎) 十和田湖高原ファーム(◎) ポークランド(◎) パイオランド(◎) 株式会社シムコ大館GGPセンター
山形県	株式会社大商金山牧場米の娘ファーム 有限会社山口畜産
福島県	株式会社木野内ファーム(◎) 株式会社フリーデン都路牧場

HACCP認証取得農場数の推移

令和元年年12月4日現在



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- **デンマーク**(2014年3月3日)
 - 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- **ポーランド**(2015年2月27日)
 - 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **中国、韓国**(2015年11月1日)
 - TADsに対処していくため協力が不可欠
- **ウルグアイ**(2015年11月6日)
 - TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **アルゼンチン**(2017年5月19日)
 - 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持

G7の協力枠組み

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
 - 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
 - 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
 - サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検査協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- **農研機構 動物衛生研究部門(日本)**
 - (2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇔2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇔2016年3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)



ASFに対する国際協力について

- ASFは、欧州のみならず、昨年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後、本年1月から3月にかけてモンゴル、ベトナム、カンボジアで、5月には香港、北朝鮮で、6月にはラオスで、8月にはミャンマーで、さらに9月にはフィリピンで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- ASFの発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、ASFの発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G20新潟農業大臣会合

- ・ 2019年5月11日～12日、吉川農林水産大臣を議長として開催されたG20新潟農業大臣会合において、国際獣疫事務局(OIE)を含む国際機関への支援と情報共有の強化及び特にASF等の越境性動物疾病に対処するためのOIE基準の実施が重要であるとの閣僚宣言が採択。



○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるASFやCSFに対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、ASF及びCSF対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。



第3回首席獣医官会合 出席者代表

参加国・機関: G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)



第3回首席獣医官会合 会議の様子

(参考)過去の開催実績

- ・ 第1回首席獣医官会合: 2016年、薬剤耐性菌(AMR)をテーマに日本(東京)で開催
- ・ 第2回首席獣医官会合: 2017年、鳥インフルエンザをテーマにイタリア(ローマ)で開催

ASFに対する国際協力について

○ OIE等の国際機関における活動



(1) OIE総会

- ・ 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、ASFへの対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。

[参加国・機関: 182のOIE加盟国・地域、71の国際機関等から合計約900名が出席]

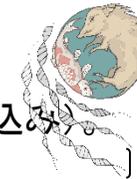


第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- ・ 2019年9月2日から6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、ASFに対して連携して対処することについて確認がなされるとともに、ASFへの協力強化に関する決議が採択(決議は9月末に公表される見込み)

[参加国・機関: アジア・極東・太平洋地域のメンバー、国際機関、専門家等の合計約100名が出席]



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央: 濱村農林水産大臣政務官)

(3) OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合

- ・ 2019年4月10日、第1回会合(中国)が開催され、定期的な会合を通じてアジア地域におけるASF対策の技術的課題を検討していくことを確認。

[参加国・機関: 日本・中国・韓国の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約40名が出席]

- ・ 2019年7月30日～31日、第2回会合を東京で開催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]



第1回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合の様子

- ・ 2019年11月26日～28日、第3回会合(ベトナム)が開催され、発生国の詳細な疫学情報が共有されるとともに、関係機関とのコミュニケーションと啓発について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、フィリピン、香港の担当官、アジア・オセアニア地域、ロシア及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]



第2回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合
集合写真(1列目中央: 吉川農林水産大臣)

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・ 政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を前倒しするためには、動物疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・ 動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・ 平成28年1月以降は、以下の国等について、輸出規制が緩和・解禁。(令和元12月現在)

シンガポール: 畜産物の携行品 輸出解禁

- ・ 平成28年1月:
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- ・ 平成28年9月: 鶏卵

<主な要件>

牛肉、豚肉等	国内産	個人消費	5kg以内
鶏卵	国内産	個人消費	30個以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書(シール形式)を添付

<実績>

平成28年1月15日～令和元年10月31日
牛肉: 約**6.9**億円(35トン)
豚肉: 約**243**万円(0.9トン)

※動物検疫所検査実績より

台湾: 牛肉の輸出解禁

- ・ 平成29年9月: 解禁

<主な要件>

- ・ 厚生労働省が認定し、台湾政府当局が承認した食肉処理施設に由来すること。
- ・ 月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

<実績>

平成29年9月22日～令和元年10月31日
牛肉: 約**84**億円(1351トン)
※財務省貿易統計より

オーストラリア: 牛肉の輸出解禁

- ・ 平成30年5月: 解禁

<主な要件>

- ・ 厚生労働省によって認定された食肉処理施設に由来すること。
- ・ 月齢制限なし。

<実績>

平成30年5月29日～平令和元年10月31日
牛肉: 約**2.8**億円(38トン)
※財務省貿易統計より

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和元年12月2日現在)

品目		国・地域	貿易量(平成30年)
牛肉		カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等	3,560トン(247億円)
豚肉		香港、マカオ、シンガポール、カンボジア、ベトナム、タイ等	2,228トン(11億円)
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム、シンガポール、EU等	9,657トン(20億円)
殻付き家きん卵		香港、シンガポール、台湾、米国、韓国、EU※1、マカオ等	5,861トン(15億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等	4,966トン(11億円)
	チーズ	台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等	835トン(12億円)
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港等、EU※1等	5,758トン(86億円)
	アイスクリームその他氷菓	台湾、中国、シンガポール、香港、米国、タイ、韓国、EU※1等	5,612トン(36億円)
牛皮		タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等	9,937トン(13億円)
豚皮		タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等	64,573トン(66億円)

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

資料:財務省「貿易統計」

- 牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ
- 豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:ロシア、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県におけるCSFの発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

参 考 资 料

動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、近年これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992 (H4)	OIE東京事務所の開設。	イギリスでのBSE発生数がピーク。 イギリスでH5N1発生。
1996 (H8)	C S F撲滅体制確立対策事業開始。	
1997 (H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツでC S F発生。
2000 (H12)	FMDが宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001 (H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツでCSF発生。
2003 (H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生。
2004 (H16)	HPAIが日本で発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのAI (H5N1) 発症が多数報告。
2007 (H19)	C S Fの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	米国でメラミン混入の中国産蛋白質原料でペットの健康被害が発生。
2010 (H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011 (H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてOIEによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013 (H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでのAI (H7N9) が発生。
2015 (H27)	C S FについてOIE清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016 (H28)	薬剤耐性アクションプラン策定。 第2回世界獣医師会・世界医師会“One Health”に関する国際会議を福岡で開催。 農研機構動物衛生研究部門が牛疫のOIEレファレンスラボラトリーに認定。	
2017 (H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018 (H30)	国内で26年ぶりとなるC S Fが発生。	中国でアジア初となるA S Fが発生。
2019 (H31)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。	モンゴル、ベトナム、カンボジアでASFが発生。

我が国における家畜防疫体制

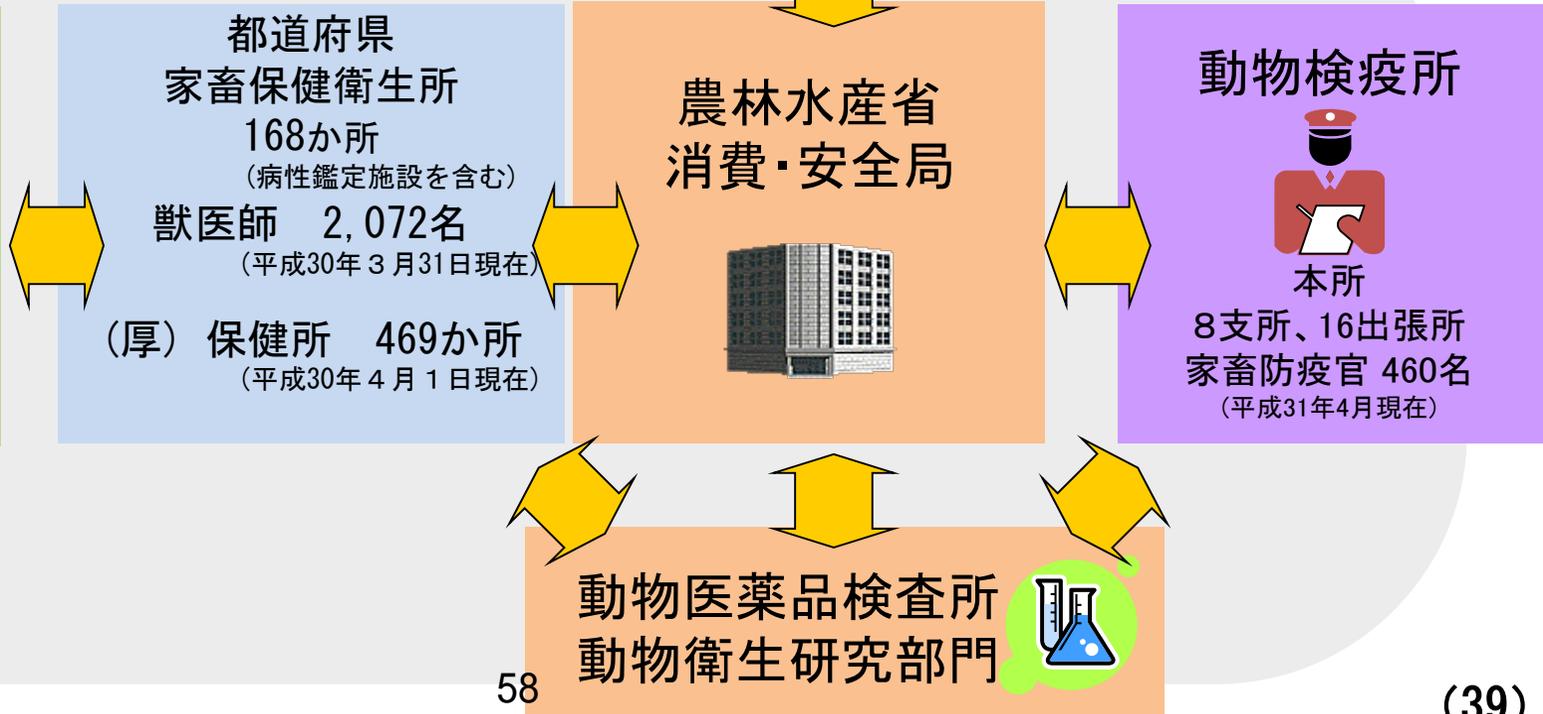
- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



○ I E 等の国際機関 

【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	4万8千戸	251万頭
乳用牛	1万6千戸	133万頭
養豚	45百戸	919万頭
採卵鶏	22百戸	1億8千万羽
ブロイラー	23百戸	1億4千万羽
平成30年2月1日現在		



口蹄疫の発生等を踏まえた家畜伝染病予防法改正（平成23年）のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

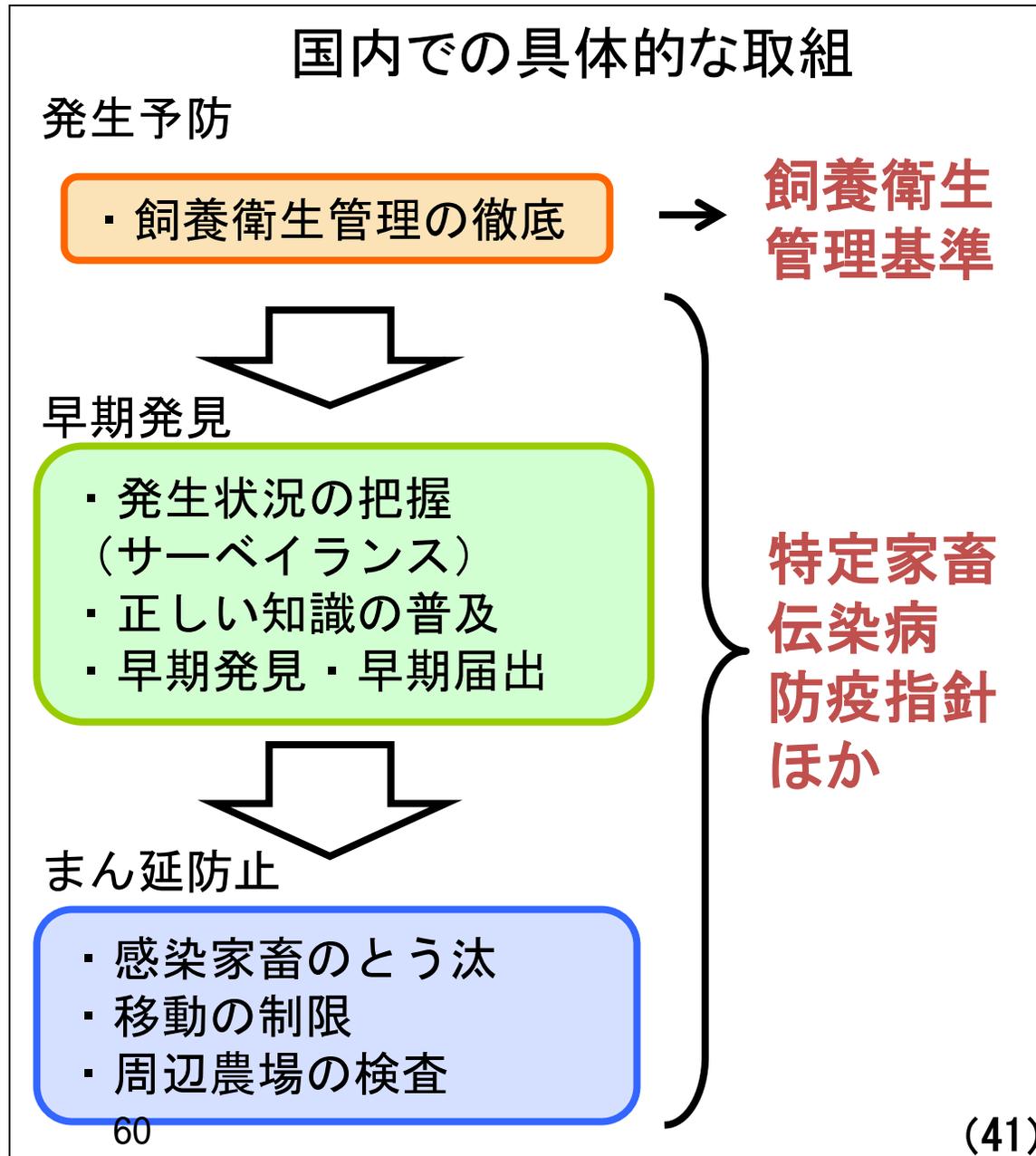
- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

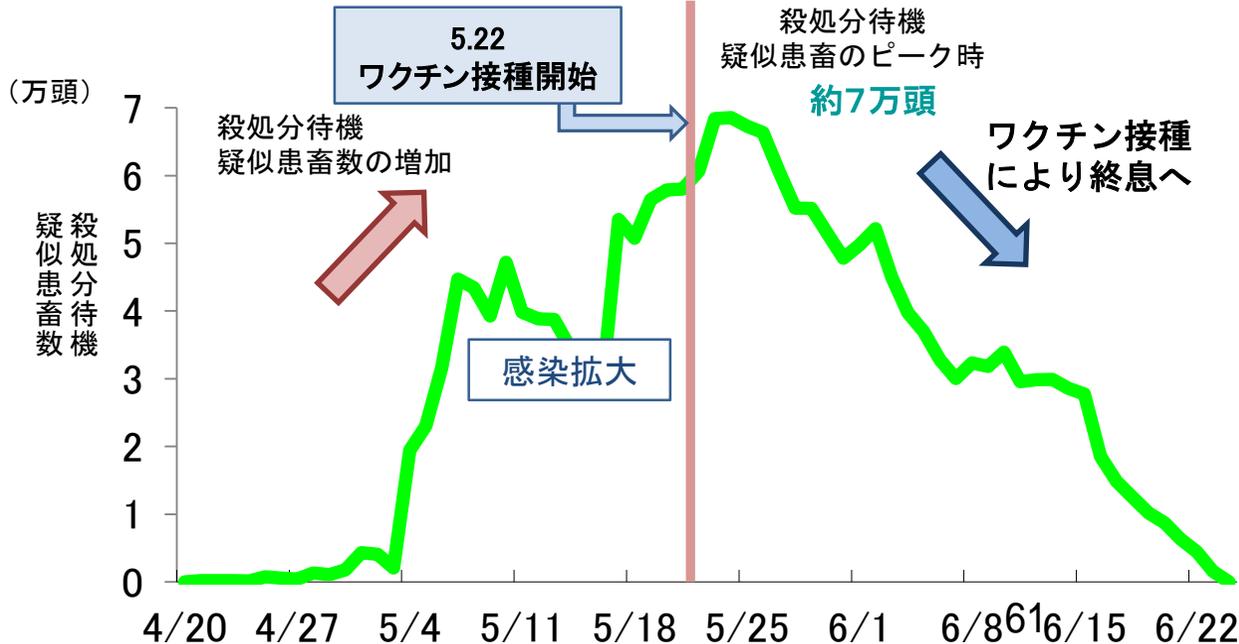
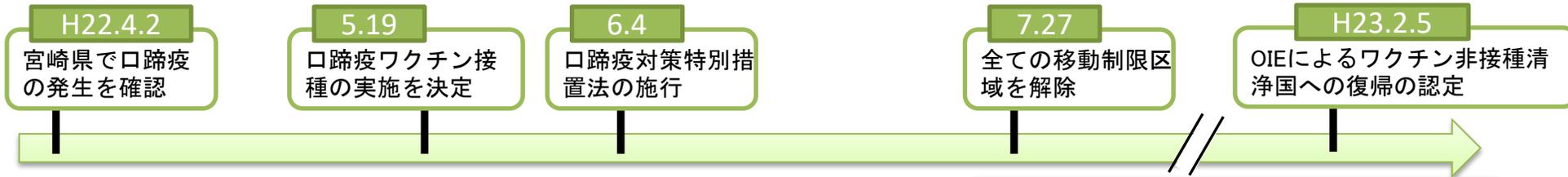
(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。



○ 過去の発生事例

(1) 平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



○ 過去の発生事例

(2) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場 14羽)
京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~2月 宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)

- ※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除
- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11~3月 全9県(24農場 約183万羽)

※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6~1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2~3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

- ・平成20年 全3県
- ・平成22~23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26~27年 全6県12例(H5N8型)
- ・平成28~29年 全22都道府県 218例(H5N6型)
- ・平成29~30年 全3都県45件(H5N6型)
(平成30年3月30日時点)

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)
12~1月 宮崎県(2農場 約5万羽)
山口県(1農場 約3万羽)
岡山県(1農場 約20万羽)
佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

- ※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除
- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

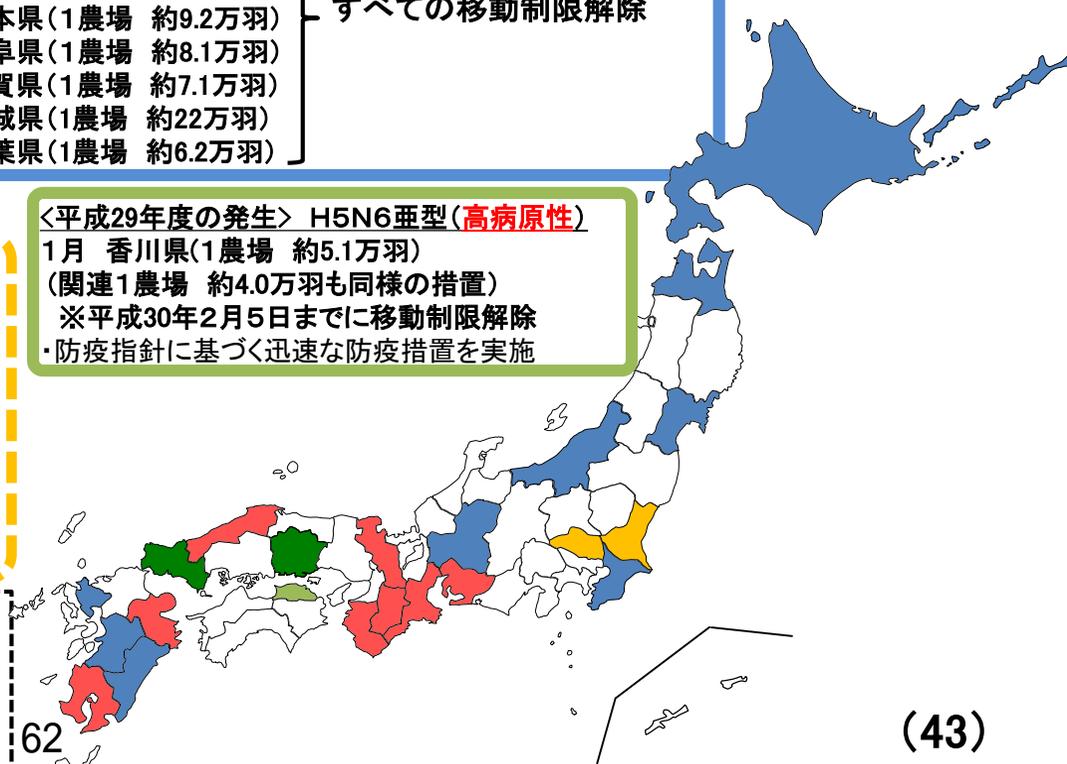
<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11~3月 青森県(2農場 約2.3万羽)
新潟県(2農場 約55万羽)
北海道(1農場 約28万羽)
宮崎県(2農場 約28万羽)
熊本県(1農場 約9.2万羽)
岐阜県(1農場 約8.1万羽)
佐賀県(1農場 約7.1万羽)
宮城県(1農場 約22万羽)
千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、
すべての移動制限解除

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月 香川県(1農場 約5.1万羽)
(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)
※平成30年2月5日までに移動制限解除
・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施



○ 過去の発生事例

(3) 平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置

: 家きん
 : 家きん以外
 : 野鳥

<平成22年>
 12月 富山県高岡市 (動物園のコブハクチョウ)
 <平成23年>
 2月 兵庫県加東市 (公園のコブハクチョウ)
 山口県宇部市 (公園のコクチョウ)

野鳥での確認事例
全16県

<平成23年>
 3月 千葉県千葉市
 (2農場 約97,000羽)

<平成22年>
 11月 島根県安来市
 (1農場 約2万羽)

<平成23年>
 <<大分県>>
 2月 大分市
 (1農場 約1万羽)

<<宮崎県>>
 1月 宮崎市(佐土原町)、
 新富町、都農町、川南町、
 延岡市(北川町)、
 高鍋町、宮崎市(高岡町)
 2月 高千穂町、都農町、
 門川町、宮崎市(高岡町)、
 延岡市(北浦町)
 3月 門川町
 (13農場 約102万羽)

<<鹿児島県>>
 1月 出水市
 (1農場 約8,600羽)

家きんでの発生事例
全9県 24農場 約183万羽

<平成23年>
 <<奈良県>>
 2月 奈良県五條市
 (1農場 約10万羽)

<<和歌山県>>
 2月 紀の川市
 (1農場 約12万羽)

<平成23年>
 <<愛知県>>
 1月 豊橋市
 2月 新城市
 (2農場 約17万羽)

<<三重県>>
 2月 紀宝町
 南伊勢町
 (2農場 約31万羽)

<発生への対応>

- ① 平成22年11月の島根県での発生に際し、初めてウイルス分離の結果を待たずに、症状及びPCR検査の結果から、迅速に疑似患畜と判定し、殺処分等の初動防疫を開始
- ② 発生時には、大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、以下のような対応方針を決定
 1. 防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの焼埋却、移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施
 2. 発生農場周辺を消毒するとともに、主要道に消毒ポイントを設置
 3. 政務三役が発生都道府県と密接に連絡
 4. 農林水産省の専門家を現地に派遣
 5. 動物検疫所から「緊急支援チーム」を現地に派遣
 6. 疫学調査チームを現地に派遣
 7. 全都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報に関する通知を发出
 8. 関係府省と十分に連携を図りつつ、正確な情報提供に努める
- ③ 発生農場を中心とする移動制限区域内の農場について、感染確認検査で全て陰性を確認した後、条件付きで卵の出荷を許可(最短で発生の3日後には卵の出荷を再開)
- ④ 感染確認検査の結果を踏まえ、防疫指針に基づき移動制限区域の縮小(半径10km→5km)と搬出制限区域の設定(半径5~10km)を実施
- ⑤ 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん飼養農家全戸について、清浄性確認のための検査で全て陰性を確認した後、搬出制限区域を解除(移動制限区域は継続)
- ⑥ 移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した日から21日が経過した時点をもって、移動制限を解除

※ 全てH5N1亜型

(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲		
国内措置	<p>◎平成13年10月18日施行: 全頭を対象としたBSE検査 ↓ ◎平成17年8月1日施行: 21か月齢以上 ↓ ◎平成25年4月1日施行: 30か月齢超 ↓ ◎平成25年7月1日施行: 48か月齢超 ↓ ◎平成29年4月1日施行: 検査廃止(健康牛)</p>	<p>◎平成13年10月18日施行: ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年4月1日施行: ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く)、脊髄及び脊柱</p>		
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>◎平成17年12月12日施行: ・米国: 20か月齢以下 ・カナダ: 20か月齢以下 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・米国: 30か月齢未満 ・カナダ: 30か月齢以下 ・オランダ: 12か月齢以下 ↓ ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ↓ ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ: 30か月齢以下 ↓ ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド: 月齢撤廃</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>◎平成25年2月1日施行: ・フランス: 30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド: 30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー: 30か月齢以下 ・デンマーク: 30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン: 30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア: 30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス: 30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン: 30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア: 30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国: 30か月齢以下</p> </td> </tr> </table>	<p>◎平成17年12月12日施行: ・米国: 20か月齢以下 ・カナダ: 20か月齢以下 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・米国: 30か月齢未満 ・カナダ: 30か月齢以下 ・オランダ: 12か月齢以下 ↓ ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ↓ ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ: 30か月齢以下 ↓ ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド: 月齢撤廃</p>	<p>◎平成25年2月1日施行: ・フランス: 30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド: 30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー: 30か月齢以下 ・デンマーク: 30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン: 30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア: 30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス: 30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン: 30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア: 30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国: 30か月齢以下</p>	<p>◎平成17年12月12日施行: ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・(全月齢)回腸遠位部、扁桃、(30か月齢超)頭部(舌、頬肉除く)、脊髄、脊柱 (米国、カナダ、フランス、オランダ)</p>
<p>◎平成17年12月12日施行: ・米国: 20か月齢以下 ・カナダ: 20か月齢以下 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・米国: 30か月齢未満 ・カナダ: 30か月齢以下 ・オランダ: 12か月齢以下 ↓ ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ↓ ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ: 30か月齢以下 ↓ ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド: 月齢撤廃</p>	<p>◎平成25年2月1日施行: ・フランス: 30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド: 30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー: 30か月齢以下 ・デンマーク: 30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン: 30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア: 30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス: 30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン: 30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア: 30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国: 30か月齢以下</p>			
	<p>◎平成27年12月21日施行: ・ブラジル: 48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ</p>	<p>◎平成27年12月21日施行: ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱(左記輸入月齢の牛について)</p>		

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

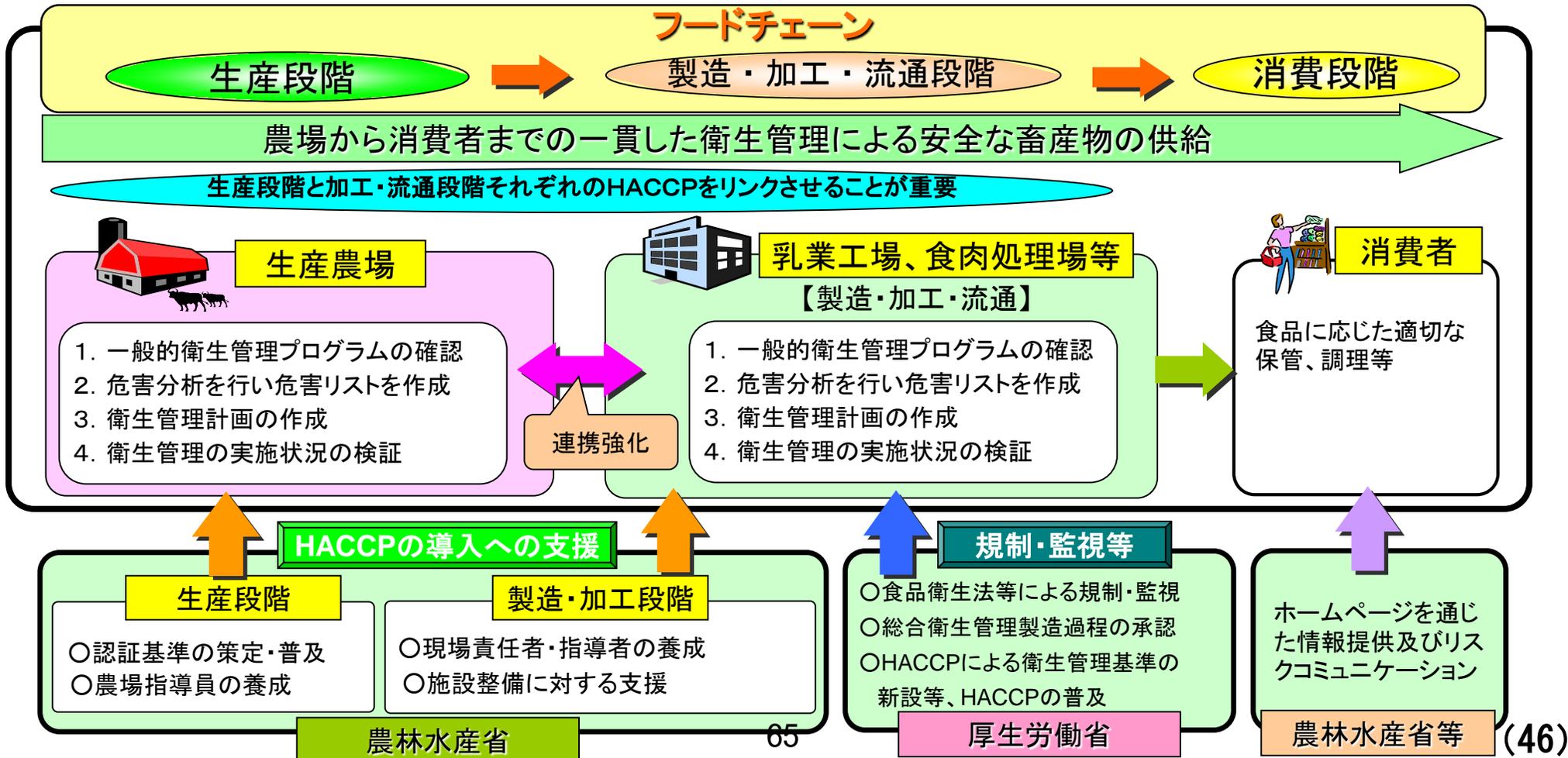
3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

- ・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
- ・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)
- ・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)
- ・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月)
- ・イタリア(平成27年9月)・オーストリア(平成28年9月)
- ・英国(平成29年8月)・スペイン(平成31年3月) (45)

我が国畜産物の安全の確保について

- ・ 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- ・ このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



動物検疫の取組

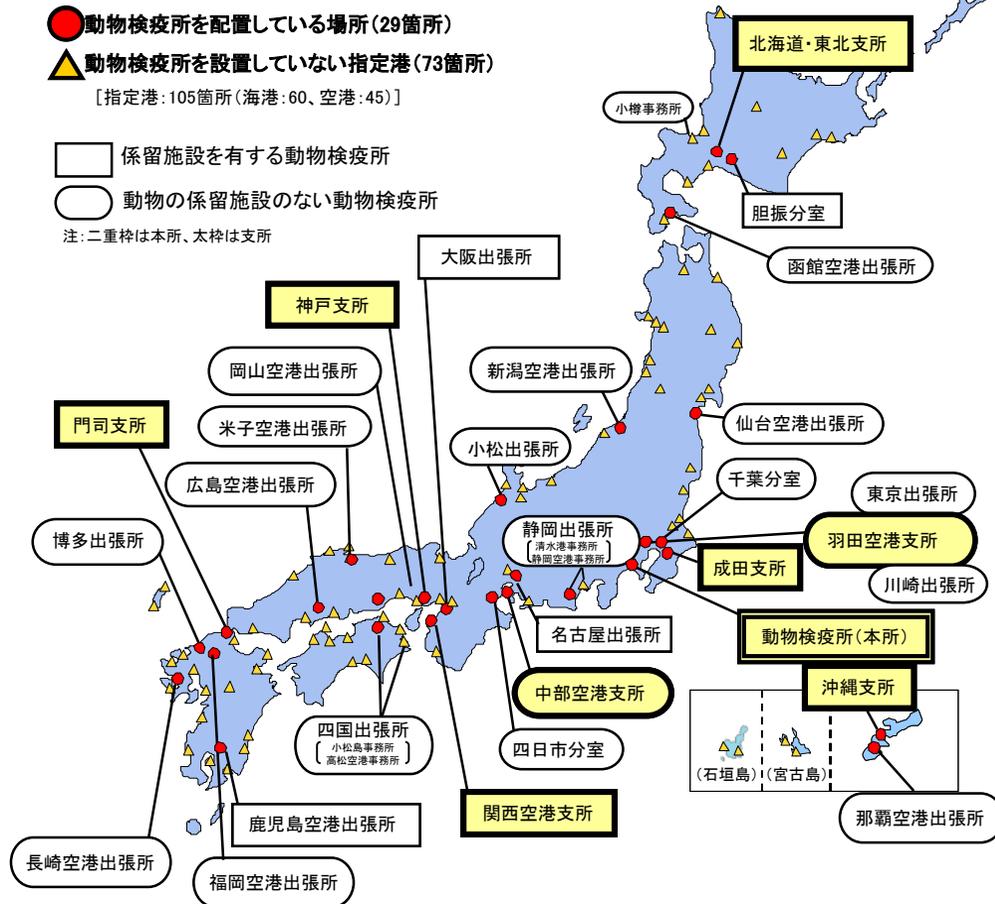
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



(2019年10月現在)

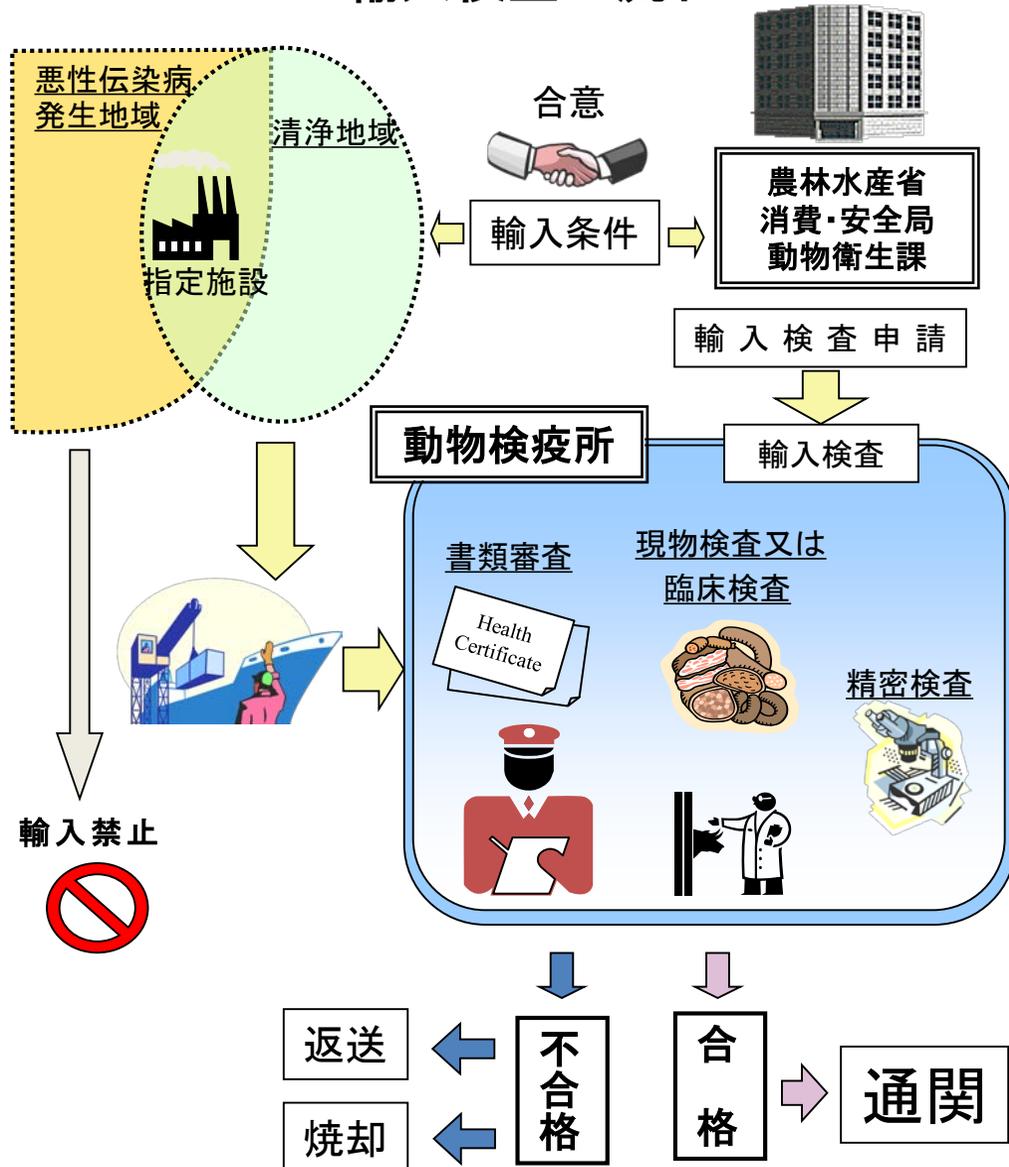
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
家畜防疫官数(人)	369	372	373	376	394	402	416	435	460	481
機関数(か所)	24	24	24	24	25	25	25	25	25	27

66 注:定員は年度末定員。

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

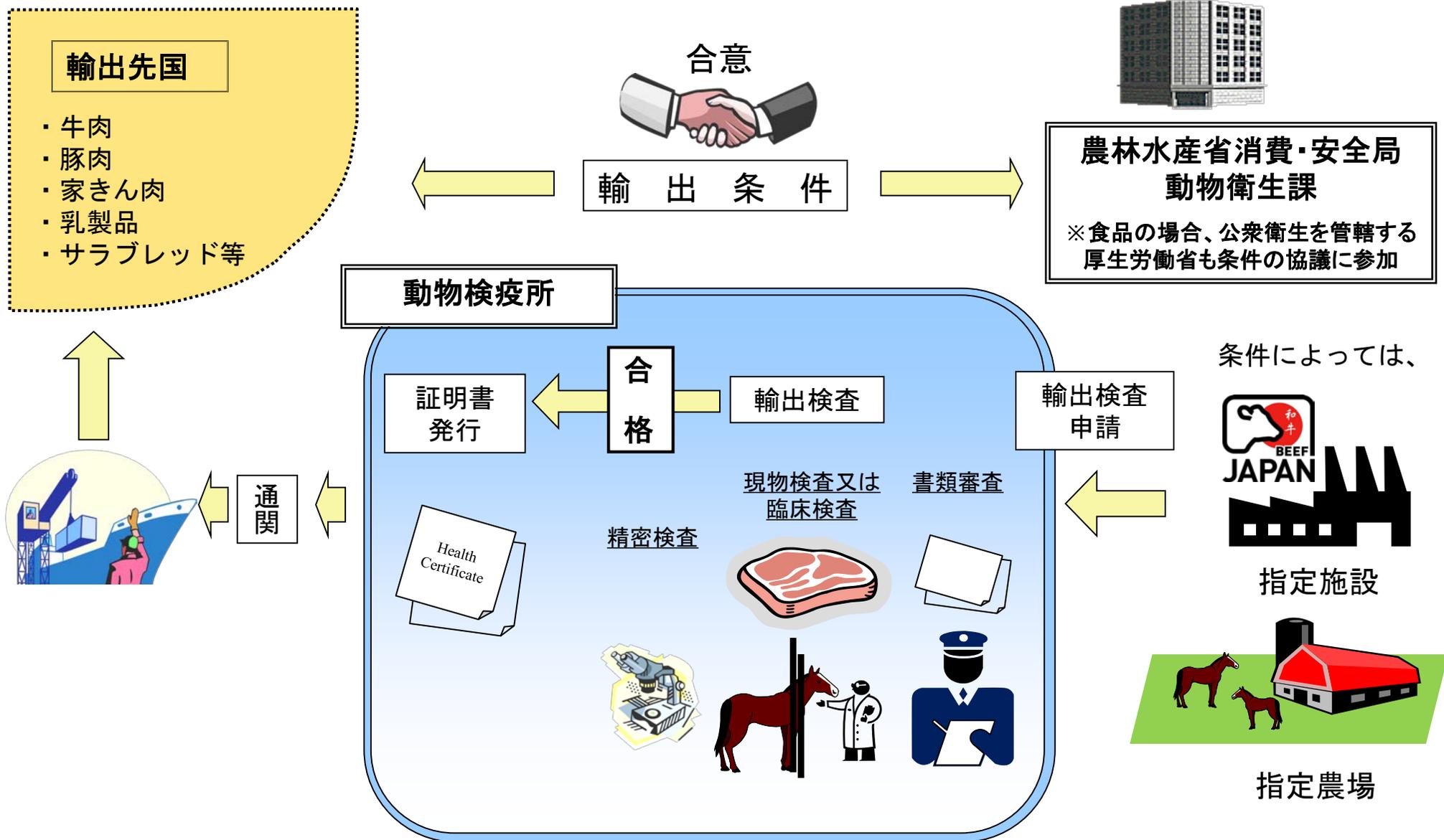
	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
サル	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出検査の流れ



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班
- 家畜防疫対策室**
- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・調査分析班
- ・病原体管理班
- 国際衛生対策室**
- ・国際衛生企画班
- ・多国間調整班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)(平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法(昭和22年法律第233号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省

国際獣疫事務局
(OIE; World Organisation for Animal Health)
及び
OIEの基準について

2019年12月18日
農林水産省
消費・安全局

お話しすること

1. OIEとは
2. OIE基準（コードとマニュアル）の概要
3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係
4. OIEコードの制定・改廃手続き



1. OIEとは：沿革と目的

- 1924年設立（世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関）
- 182カ国・地域が加盟（2019年5月現在）
- 主な目的
 - 動物疾病に関する情報の提供
 - 動物疾病防疫・根絶のための技術支援
 - 動物・畜産物貿易に関する国際基準の策定
 - 食品安全の確保、アニマルウェルフェアの向上

OIEの組織

※水色：コード策定に
主に関与

最高意思決定機関

総会

理事会

地域委員会(5)

専門委員会(4)
コード、水生動物、
ラボラトリー、科学

事務局長

アフリカ、アメリカ、アジア極東
オセアニア、ヨーロッパ、中東
※アジア極東オセアニアの
議長は日本

二名のコード委員会副議長
のうち一名は日本人

事務局

レファレンスラボラトリー
疾病毎の専門家 (246)
コラボレーティング
センター
課題毎の専門機関(55)
(指定診断助言機関)

ワーキンググループ° (常設作業部会(2))
アドホックグループ° (特別専門家会合)

地域代表事務所(5)

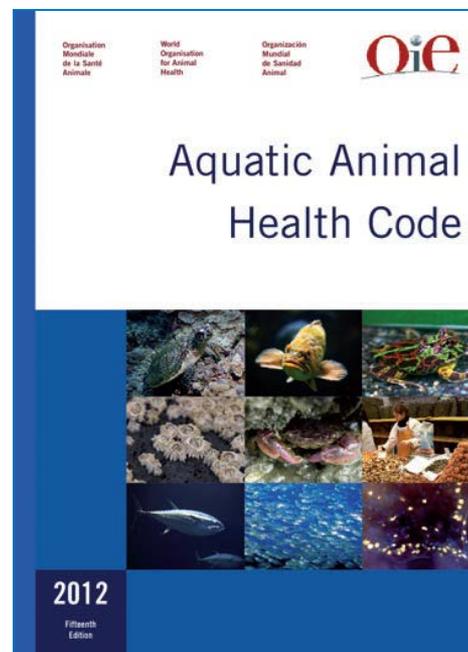
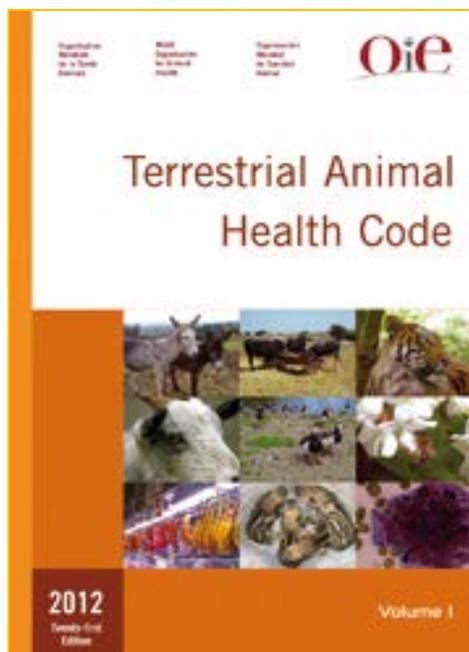
アジア太平洋地域事務所
(東京)

準地域代表事務所(7)

東南アジア準地域事務所
(タイ・バンコク)

2. OIE基準：① コードの概要

- 動物及び動物製品について、OIE加盟国が貿易その他の衛生措置をとる際の参照事項
- 陸生動物コードと水生動物コードの2種類



(例) 陸生動物コード (第1巻：一般規定)

陸生：全149章(2019)

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 全般的勧告：疾病の予防及び管理

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 アニマルウェルフェア

(例) 陸生動物コード (第2巻 : 個別疾病)

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部 鳥類の疾病

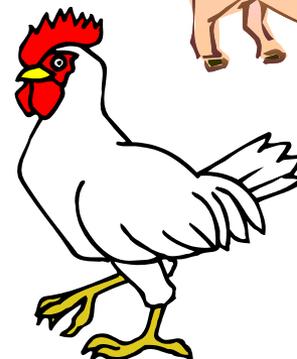
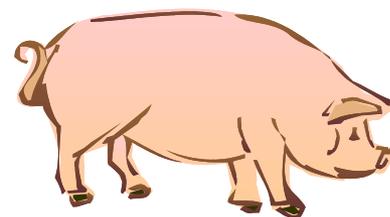
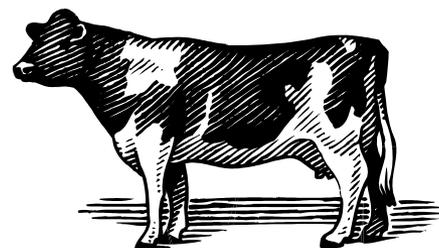
第11部 牛の疾病

第12部 馬の疾病

第13部 兎の疾病

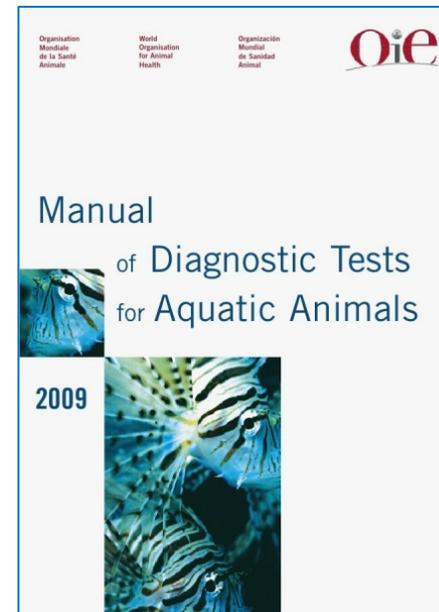
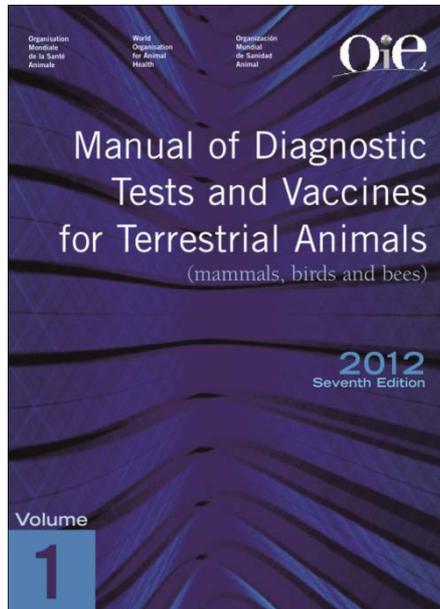
第14部 綿羊と山羊の疾病

第15部 豚の疾病



2. OIE基準：② マニュアルの概要

- 疾病の診断方法、ワクチンなどの生物学的製剤の生産・管理要件を規定
- 陸生動物マニュアルと水生動物マニュアルの2種類



3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係

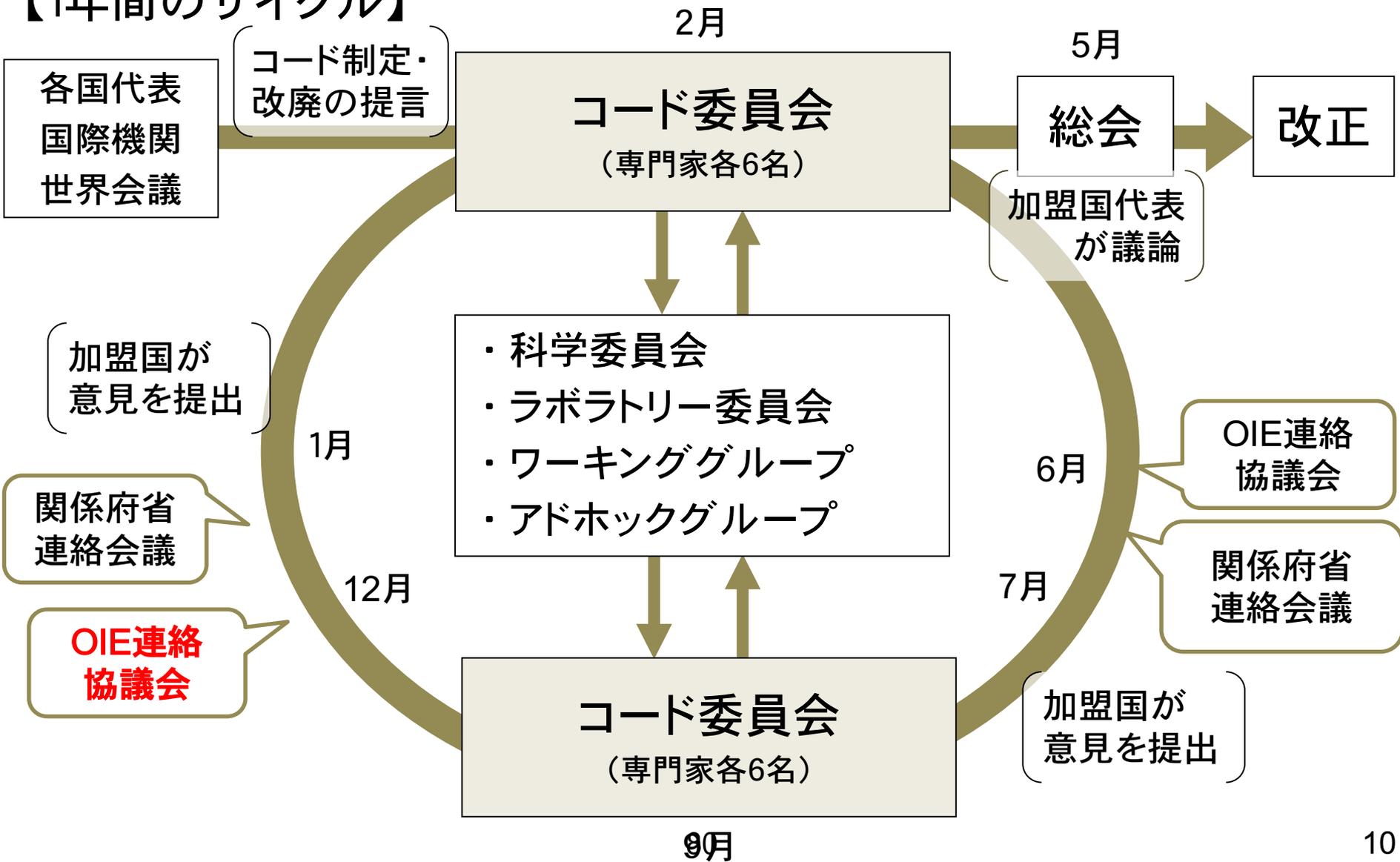
WTO・SPS（衛生植物検疫措置の適用に関する）協定は人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置を適用する際の権利・義務を規定

- 加盟国が動物衛生上の措置を講じる場合、国際基準（OIEコード）を基礎とする必要
- 国際基準（OIEコード）より厳しい措置を講ずる場合、リスク評価によってその正当性を証明する必要

（動物衛生（人獣感染症を含む）以外の措置はSPS協定の対象外であるが、SPS協定以外のWTO協定の対象になる可能性がある。）

4. OIEコードの制定・改廃の手続き

【1年間のサイクル】



加盟国が提出した意見の取扱い

コード委員会から案の提示

加盟国

意見（12月）

コード委員会

コード委員会の開催（2020年2月）
（加盟国の意見反映）

加盟国の支持が見込まれる案

OIE総会にて採決（2020年5月）

国際基準

参考：OIE関係情報 農林水産省ホームページ

農林水産省HP から

→ 政策
(組織別から探す)

→ 消費・安全局

→ 国際的なルール：
国際獣疫事務局
(OIE)

The screenshot shows the MAFF website with the following content:

- Header: 農林水産省 | English | トップページ | サイトマップ | 文字サイズ | 保存 | 大きく
- Search: 逆引き事典から探す | 組織別から探す | キーワードから探す | Googleカスタム検索 | 検索
- Navigation: 会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について
- Breadcrumbs: ホーム > 消費・安全 > kijun > WTO/SPS協定 > 農林水産省/国際獣疫事務局(OIE)
- Update: 更新日：平成29年1月17日
- Responsible: 担当：消費・安全局消費・安全政策課（国際基準室）
- Section: 国際獣疫事務局(OIE)
- Text: 国際獣疫事務局は、1924年に28カ国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関です。動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の作成等を行っています。
- Links: [OIEの概要](#), [OIEコード及びマニュアルの作成・改正プロセス](#), [OIEが行う特定疾病の公式認定](#)
- Section: 新着情報
- News: 2017年1月 陸生動物衛生規約改正案に対するコメント (英文) (PDF: 185KB) | (和文) (PDF: 445KB) | News

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>

農林水産省

OIE



検索



2020年5月の総会で採択予定

資料5

ユーザーガイド、用語解説（疫学単位）

疾病、感染及び外寄生の通報並びに疫学情報の提供（第1.1章）

OIEリストの疾病、感染及び外寄生（第1.3.6条）

動物衛生サーベイランス（第1.4章）

自己宣言及びOIE公式認定の手続き（第1.6章）

獣医法令（第3.4章）

リスト及び新興疾病の公式制御（第4.Y章）

アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム（第7.Z章）

鳥インフルエンザ（第10.4章）

小反芻獣疫（第14.7章）

豚コレラ（第15.2章）

コメント聴取のみ

用語解説

OIEリストの疾病、感染及び外寄生（第1.3.1条及び第1.3.9条）

獣医サービスの質、獣医サービスの評価、獣医サービスの新章
（第3.1章、第3.2章及び第3.X章）

動物のと殺（第7.5章）

アフリカ由来のトリパノソーマ感染症の新章（第8.Y章）

Mycobacterium tuberculosis 複合症（第8.11章）

リフトバレー熱（第8.15章）

牛海綿状脳症（第11.4章）

馬インフルエンザ（第12.6.6条）

第15.2章

CSF

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2017.2 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

現状

採択予定案の提示

③2019.9 三次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

②2018.9 二次案提示

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

これまでの論点と我が国のスタンス

- ・ 他の疾病章（ASFや、PPR等）と整合をとるための構成の見直し
 - ・ 汚染地域又は封じ込め地域からのと場直行要件の追加
 - ・ 野生豚の生体及びその肉の輸入要件の削除
 - ・ 公的プログラムを有する国からの生鮮肉の輸入要件の追加
 - ・ その他、非清浄地域からの家畜豚の生体、精液、受精卵の輸入要件の修正、肉・獣毛・敷料・堆肥中のCSFV不活化要件の追加など
-
- ・ 残飯（swill）の要件の考え方



構成の見直し等については、特段のコメントなし。
残飯の加熱要件について、肉と残飯の温度要件が異なることについて意見照会。

肉及び残飯中のCSFVの不活化要件

肉のCSFVの不活化要件 (15.2.18)	残飯中のCSFVの 不活化要件 (15.2.17)
① F0値3.00以上の密封機容器 による加熱処理	① 90°C、60分以上 継続的に攪拌
② 肉全体が70°Cに達する加熱 処理	② 絶対圧力3気圧下で 121°C、10分
※そのほか、自然発酵、熟成、 乾燥塩蔵の要件が規程	③ CSFVを不活化されること が証明されている同等の処理

残飯の方が要件が厳格？

肉及び残飯中のCSFVの不活化要件

OIEからのコメント

- 肉における不活化条件については、科学的文献（Cowan et al., 2015）を参照し決定している
- 残飯における不活化条件については、長年に渡り実施され、ウイルスを不活化してきた経験に基づいている
- 肉と残飯は水分や脂肪分の構成が大きく異なっており、残飯に含まれる様々な物質が潜在的にウイルスを保護する可能性があるため、両者を同等とみなすことはできず、肉と比較して不活化条件を厳格に設定している
- また、「swill」はOIEの「用語集」に定義されていないが、植物成分のみから構成される残飯は本規定の対象外と考える
- OIEは各国に対し、異なる物品や野外環境における不活化処理温度についての研究を継続するよう要請

我が国のスタンス



我が国は、国際基準を満たすよう食品残渣の飼料の利用に係る不活化要件を見直す方向。

今後も、国際基準及び最新の科学的知見を踏まえ国内措置を検討

参考資料

- ・ 構成の見直し
- ・ 三次案におけるCSF清浄国要件
- ・ 三次案におけるCSF清浄ステータス回復要件
- ・ 発生地域及び封じ込め地域から清浄地域内へのと畜場直行豚に係る基準
- ・ 野生豚（生体、肉）の輸出に係る要件
- ・ 公的プログラムを有するCSF非清浄国からの飼養豚及び飼養野生豚の生鮮肉の輸入要件
- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

構成の見直し

現行		三次案	
15.2.1	総則	15.2.1	総則
		15.2.1 bis	安全物品
15.2.2	国・地域又はコンパートメントのCSFステータス決定に係る一般基準		(削除) ※15.2.3以降に統合
15.2.3	CSF清浄国又は地域	15.2.2	CSF清浄国又は地域
15.2.4	CSF清浄コンパートメント	15.2.3	CSF清浄コンパートメント
15.2.5	CSF清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定	15.2.4	CSF清浄だった国又は地域内への封じ込め地域の設定
15.2.6	清浄ステータスの回復	15.2.5	清浄ステータスの回復
		15.2.5bis	汚染地域から、清浄地域に所在すると場への豚の直接移送
		15.2.5ter	封じ込め地域から、清浄地域に所在すると場への豚の直接移送
15.2.7	CSF清浄国、地域、又はコンパートメントからの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の輸入	15.2.6	CSF清浄国、地域、又はコンパートメントからの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の輸入

構成の見直し

現行		三次案	
15.2.8	CSFに汚染されているとみなされる国又は地域からの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の輸入	15.2.7	CSF非清浄国又は地域からの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の輸入
15.2.9	野生豚及び野生化豚の輸入に関する勧告		(削除)
15.2.10 ～15.2.13	精液・受精卵の輸入要件	15.2.8 ～15.2.11	精液・受精卵の輸入要件
15.2.14	CSF清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の生鮮肉の輸入	15.2.12	CSF清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の生鮮肉の輸入
		15.2.12bis	公的プログラムを有する国又は地域からの輸入に関する勧告 家畜豚及び飼育野生豚の生鮮肉の輸入 (追加)
15.2.15	野生豚及び野生化豚の生鮮肉の輸入に関する勧告		(削除)

三次案におけるCSF清浄国要件 (15.2.2) ※内容に大きな変更なし

国又は地域は、第1.4.6章2)の関連規定が遵守され、少なくとも過去12か月間の間、以下の各号が満たされる場合には、CSF清浄であるとみなすことができる。

- 1) 家畜及び飼育野生豚にCSFV感染の証拠が認められない。
- 2) 獣医当局は、当該地域のすべての家畜及び飼育野生豚群を把握、管理する。
- 3) 獣医当局は、パッシブサーベイランスを通じ、当該地域における野生及び野生化豚の分布、生息環境、発生の兆候に関する最新の知見を有する。
- 4) 関連章に従って適切なサーベイランスが講じられている。
- 5) 感染の侵入を防止する措置が講じられている。特当該地域への商品の移動や輸入が本章及び陸生コードの関連章に準じている。
- 6) 陸生マニュアル第2.8.3章に従い検証された、ワクチン接種豚と感染豚を区別する方法がない場合には、CSFに対するワクチン接種が、家畜及び飼育野生豚に対し行われていない。
- 7) 家畜豚及び飼育野生豚が、効果的に実施及び監視 (supervised) された適切なバイオセキュリティによって、野生豚及び野生化豚と隔離されている。

これまで清浄であった国又は地域でCSFが発生した場合には、当該清浄ステータスは、第によるサーベイランスが行われ、陰性であり、以下の時点から3カ月たった場合清浄ステータスを回復できる。

- 1) ワクチン接種を伴わないスタンピングアウト政策が実行された場合には、最後の感染施設における消毒が終了した時点
- 2) 緊急ワクチン接種及びワクチン接種動物のと殺を伴うスタンピングアウト政策が実行される場合は、最後の感染施設における消毒が終了し、すべてのワクチン接種動物のと殺が終了した時点
- 3) 陸生マニュアル第3.8.3章により検証されたワクチン接種動物と感染豚を区別する方法がある場合は、ワクチン接種動物のと殺をしない緊急ワクチン接種を伴うスタンピングアウト政策が実行され、最後の感染施設における消毒が終了した時点

当該国又は地域は、提出された証拠をOIEが受理した場合のみ、CSF清浄ステータスを回復する。

発生地域及び封じ込め地域から清浄地域内への と畜場直行豚に係る基準（新規追加）

条項	対象物品	農場・飼養等条件	と畜場条件	輸送条件	加工条件
5bis	<p>発生地域 ↓ 清浄地域内の直近のと畜場に直行する場合</p>	<p>移動前最短30日間、導入なし、豚コレラの臨床症状を示す動物なしの農場で飼養。</p> <p>移動前最短3ヶ月、出荷元施設で飼養。最短3ヶ月間農場の半径10km内で発生なし</p>	<p>と畜前後の検査で異常なし</p> <p>これらの豚及びその肉がある間は、当該と畜場は輸出不可</p> <p>使用後の消毒</p>	<p>車両の事前洗浄及び消毒、バイオセキュリティの確保、獣医当局の監視、直行、使用後の消毒</p>	<p>これらの肉は識別され、その他の物品から隔離され、18条（加熱等）に従って処理</p>
5ter	<p>封じ込め地域 ↓ 清浄地域内の直近のと畜場に直行する場合</p>		<p>と畜前後の検査で異常なし</p> <p>これらの豚及びその肉がある間は当該と畜場は輸出不可</p> <p>使用後の消毒</p>	<p>事前洗浄及び消毒、獣医当局の監視、直行、使用後の消毒</p>	<p>これらの肉は識別され、その他の物品から隔離され、18条（加熱等）に従って処理</p>

野生豚（生体、肉）の輸出に係る要件の削除

【現行要件】

- ・ 発送時点で臨床症状無し
- ・ 輸送前40日間動物検疫所で隔離、当該動物検疫所に導入後21日目以降の試料で陰性
- ・ ワクチン接種なし

【コード委員会の見解】

- ✓ CSF発生国からの野生豚の生体・肉の輸入によるリスクは認識
- ✓ 一方で、全ての国で適用可能なリスク管理措置は確立できず、そのような輸入要件をコードに記載することは適切ではない
- ✓ 従って、要件は二国間の輸入条件協議において定めるべき

これらのことから、コードより削除

公的プログラムを有するCSF非清浄国からの飼養豚及び飼養野生豚の生鮮肉の輸入要件（追加）

清浄国からの輸入要件 (15.2.12)	公的プログラムのある非清浄国 からの輸入要件 (15.2.13)
<p>① 第15.2.6または7条*に準拠した豚に由来すること</p>	<p>① 第15.2.7条*に準拠した豚に由来すること</p> <p>② <u>消毒された車両により獣医サービスの監督下のもと輸送された豚であること</u></p> <p>③ <u>輸送中及びと殺過程において第15.2.7章に準拠しない豚との接点を持つことなく、認定と畜場に直接輸送されること</u></p> <p>④ 以下の条件を満たしたと畜場でと殺されること</p> <p>a. <u>獣医当局により輸出用施設として認定されていること</u></p> <p>b. <u>最後に消毒された時点から輸送品が発送されるまでの間にCSFの発生が確認されていないこと</u></p> <p>⑤ <u>第6.2章に従い、と畜前・と畜後検査が実施され、合格していること</u></p>
<p>② <u>第6.2章に従いと畜前・と畜後検査が実施され、合格していること</u></p>	<p>⑥ <u>と殺後の生鮮肉とCSFVの汚染源との交差汚染を防止するための適切な対策が講じられていること</u></p>

検討の経緯

2013年5月	OIE公式ステータス認定の対象疾病となった際に改正
2017年2月	コード委員会で検討→一次修正案提示 ・発生の定義、潜伏期間の修正 ・汚染地域又は封じ込め地域からの清浄地域へのと場直行の要件の追加 ・生体/精液/受精卵の輸入条件の追加 ・肉、獣毛、敷料、堆肥中のCSFV不活化方法の修正・追加等
2017年7月	日本からコメント提出
2017年9月	コード委員会で検討
2018年9月	コード委員会で検討→二次修正案提示 ・感染性期間（最大3か月）の追記 ・安全物品の条の追加
2019年1月	日本からコメント提出（残飯不活化要件）
2019年2月	コード委員会で検討
2019年9月	コード委員会で検討→三次修正案提示 ※次回総会で採択予定

章の構成

第1条	序論 (宿主、感染定義、潜伏・感染期間、野生豚等の取扱い)
第2条	清浄性を決定する一般基準 (国、地域又はコンパートメント)
第3～4条	清浄国又は地域；清浄コンパートメント； 清浄国又は地域内の封じ込め地域の設置
第5条	清浄ステータスの回復 コンパートメント間の移動
第6～16条	輸入条件
第17～20条	残飯・畜産品のウイルス不活化方法
第21～26条	疾病監視

第10.4章

鳥インフル ルエンザ

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2018.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

現状

採択予定案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

(参考) HPAI / LPAI の定義

(OIEコード)

鳥インフルエンザ：家きんにおける、以下の鳥インフルエンザウイルスの感染症

HPAIウイルス： IVPI>1.2or致死率>75%もしくはは特定のアミノ酸配列を含む
H5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

LPAIウイルス： HPAIウイルス以外のH5又はH7亜型A型鳥インフルエンザウイルス

(日本における定義)

		ウイルスの亜型	
		H5、H7	H5、H7以外
病原性	低い	低病原性 鳥インフルエンザ(LPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	鳥インフルエンザ 対象種：鶏、あひる、うずら、 七面鳥
	高い (※)	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI) 対象種：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	

変異する可能性

OIEの診断基準(※)に準じて判定

これまでの論点と我が国のスタンス

- ▶ 低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）を本章の対象から除外し、LPAIは緊急通報の対象とはせず、LPAIの発生は清浄ステータスに影響しないこととする見直しを提案（なお、家きんにおけるLPAIモニタリングは継続）
- ▶ いわゆる裏庭養鶏のうち、「同一世帯で飼養され、当該世帯内で消費される鳥については家きんとみなさない」と定義し、それらにおけるHPAI/LPAI発生は清浄ステータスに影響しないこととする見直しを提案。



我が国からは、LPAIはHPAIに変異する可能性があることや、人畜共通感染症である場合もあることを考慮し、

- 1) 家きんにおけるLPAIについて引き続き通報の対象とすること、
 - 2) 裏庭養鶏におけるLPAIについて引き続き通報の対象とすること、
 - 3) 家きんの対象から除外する裏庭養鶏は、家きん農場と一切疫学的関連がないことを確保すること
- 等を主張。

（一次案へのコメント提出、2019年5月OIE総会）

論点に対するコード委員会の見解

- LPAIがOIEのリスト疾病リスト掲載の要件を満たしているかを評価した結果、満たしていないことが確認されたことから、リストから削除し、通報対象及び定期報告の対象としないこととする。（ただし、病原性の変化や人獣共通の場合はemerging diseaseとして通報必要）

＜リスト疾病要件への適合評価＞ ①②③の全てと、④のいずれか1つが○の場合掲載

- ①国際的な疾病拡大が証明されている○
- ②少なくとも1か国が清浄性を証明○
- ③確実な診断方法が確立○
- ④人に自然感染し、重篤な影響△
生産性の低下や動物の健康に重大な影響△
野生動物に重篤な影響×

- 裏庭養鶏において家きんが同一世帯内で飼養され、その肉が同一世帯で消費される限り、それらは疾病を拡大させる疫学的なリスクは生じさせない。

二次案の主なポイント

①第10.4章を「鳥インフルエンザ感染症」から、「高病原性鳥インフルエンザ感染症」に修正した上で、LPAIをリスト疾病から削除。（ただし、家きんのH5/H7LPAIモニタリングは求める）

②家きんの定義から、裏庭養鶏のうち、single household(同一の世帯)で飼養され、その生産物が同じ世帯で消費される鳥を除外。

※①②により、LPAIは通報及び定期報告の対象外となり、またLPAI発生は清浄ステータスや貿易に影響しないこととなる。また、野鳥と同様に、自家消費用裏庭養鶏におけるHPAIは通報対象だが、発生は清浄ステータスや貿易に影響しないこととなる。また、自家消費用裏庭養鶏はLPAIモニタリングの対象外となる。

③ワクチン接種はスタンピングアウトでは不十分な際の有効な手段であり、ステータス₁₀₅にも影響しない旨を整理。

二次案の主なポイント

我が国のスタンス

- ✓ HPAIとLPAIの病原性等の違いを踏まえ、家きんにおけるLPAI発生を清浄ステータスや貿易上の制限に影響しないものとする点については理解するが、一部のLPAIが人に重篤な健康影響を及ぼす人獣共通感染症や、生産性の低下を引き起こす事例が確認されている点を踏まえ、疾病リストから除外することは妥当ではないと考える。
(「結論に至らない (inconclusive) 」との評価結果をもって除外すべきではないのではないか)
- ✓ 世界的なLPAIの発生の動向を把握することは、病原性の変化等に早期に対応する上で重要であり、家きんにおけるH5/H7 LPAIの発生状況を緊急通報 (もしくはそれ以外の仕組み) により、OIEの動物衛生システム上で共有することが重要ではないか。
- ✓ 自家消費用の裏庭養鶏について、鳥とヒトの接触があることを考慮すると、鳥でのH5/H7LPAIの発生状況をモニタリングし、病原性の変化等を早期に捉えることが人獣共通感染症の観点から重要ではないか。

参考資料

- LPAIのリスト疾病からの削除
- LPAIがOIEリスト疾病の要件を満たしているかについてのアドホックグループによる評価結果
- 家きんの定義対照表
- 章の構成

LPAIのリスト疾病からの削除

現行	<p>第1.3章 (OIEリスト疾病) 「鳥インフルエンザ感染症」「家きん以外の鳥 (野鳥を含む) における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症」</p> <p>第10.3章 (鳥インフルエンザウイルス感染症) ・ HPAIとLPAIを定義した上で、両方をカバーする内容。LPAIはAI清浄ステータスや輸入条件に影響。</p>
一次修正案	<p>第1.3章 (OIEリスト疾病) →修正なし</p> <p>第10.3章 ・ 「<u>高病原性鳥インフルエンザ感染症</u>」にフォーカスした章として見直し。 <u>清浄ステータスや輸入条件も「HPAI清浄」に関するものに変更。</u> ・ <u>ただし、H5/H7LPAIは高病原性に変異する可能性のあるものとして、サーベイランスや管理プログラムに含める旨を明記。また、人獣共通感染症や高病原性に変異した場合はOIEに通報すること、定期報告ではH5/H7LPAIを含めることを明記。</u></p>
二次修正案	<p>第1.3章 (OIEリスト疾病) 「<u>高病原性鳥インフルエンザ感染症</u>」「家きん以外の鳥 (野鳥を含む) における高病原性A型鳥インフルエンザウイルス感染症」 →<u>リストから除外</u>されることによりLPAIは通報及び定期報告の対象外。</p> <p>第10.3章 (高病原性鳥インフルエンザ感染症) ・ 一次案と同様に、HPAIにフォーカスした章として整理しつつ、<u>高病原性への変異の可能性等を考慮し、家きんのLPAIの監視システムを有することを求める。LPAIの突然かつ予想外の病原性の変化や、人に自然感染して重篤な結果を引き起こすものOIEに通報。</u></p>

(参考) OIEリスト疾病に対する獣医当局の責務

疾病、感染の通報と疫学情報の提供 (第1.1章)

1.1.3

獣医当局は、OIEデリゲートの責任のもと、OIE本部に対し

(1) 各疾病固有章の関連規定に従い、発生後24時間以内に世界動物衛生システム (WAHIS) を通じて以下の事象を報告 (緊急通報)

- ・ リスト疾病の初発
- ・ 撲滅されていたリスト疾病の再興 (撲滅されていた株を含む)
- ・ 突然かつ予想外の疾病の分布の変動、疾病の発生や病原体の病原性、罹患率や死亡率の増加
- ・ 本来の宿主ではない動物におけるリスト疾病の発生

(2) 緊急通報後、疾病が撲滅される又は十分に安定状態となるまでの週ごとのフォローアップレポートを提出

(3) リスト疾病の有無や進展に関する6か月毎の定期報告を提出

(4) その他、他の加盟国に有益な情報の毎年の報告

1.1.4

獣医当局は、OIEデリゲートの責任のもと、OIE本部に対し、WAHISを通じて新興感染症 (emerging disease) の発生を通報し、疾病が撲滅又は十分に安定状態となるまで定期的な報告を行う。

LPAIがOIEリスト疾病の要件を満たしているかについてのアドホックグループによる評価結果

1	生体や畜産物を介した国際的な疾病の拡大が証明されている	感染鳥等を通じたH5/H7LPAIの国際的な拡大は数々の発生を通じて証明されている。 →要件に適合
2	少なくとも1か国が当該疾病の清浄性を証明している	多くの国では自己清浄宣言にあたり十分なサーベイランスデータを提供。また、EUで実施されたアクティブサーベイランスの結果からも多くの国で清浄が証明されている。 →要件に適合
3	信頼のおける摘発診断法が存在し、詳細な症例定義がなされており、他の疾病と確実に識別できる	感度、特異度ともに優れた血清学的、ウイルス学的、分子生物学的な手法が存在し、詳細な症例定義がなされている。 →要件に適合
4 (a)	ヒトへの自然感染が証明されており、重篤な結果をもたらす	A型H5/H7グループのウイルスは複雑であり、全ての株について人獣共通か否か等について確認することは難しい。2013年H7N9LPAI中国株のように高い致死率を有するものもあったが、一方で中国に限局しているものであり、全てのH7N9が人獣共通でもない。 →要件への適合は結論に至らない (inconclusive)
4 (b)	生産性の低下や死亡など家畜に重大な影響を及ぼす	一部HPAIに変異するものもあるが、多くは共感染がない限り重篤な症状を示さない。一方、一部のH5/H7LPAIは卵の生産量低下等、中程度から重篤な生産性の低下を引き起こすことがある。 →要件への適合は結論に至らない (inconclusive)
4 (c)	野生動物の健康に重篤な影響を及ぼすことが証明されている (あるいは科学的知見) されている。	H5/H7LPAIの自然宿主は野鳥であり、多くは影響を及ぼさない又は症状を示さない。 →要件には適合しない

家きんの定義

現行	家きん (poultry) にはbackyardを含む
一次修正案	同一の世帯(single household)で飼養、消費される鳥を家きんの定義から外す
二次修正案	一次修正案から変更なし

※二次修正案の家きんの定義

食用として消費される肉若しくは卵の生産、その他の営利産物の生産、これらのカテゴリーの鳥の繁殖のために使用される鳥、及びあらゆる目的で使用される闘鶏。狩猟の補充用の鳥は家きんとみなされる。
同一世帯で飼養、消費される鳥は家きんとみなされない。 ショー、レース、展示、競技、動物園動物は家きんとみなされない。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条 第2条bis 第2条ter 第2条quarter	HPAI清浄地域又は国 HPAI清浄コンパートメント HPAI清浄地域又は国内への封じ込め地域 清浄ステータスの回復
第3条、4条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（生きた鳥）、家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告
第5条、6条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（初生ひな）、家きん以外の初生ひなの輸入に関する勧告
第7条、8条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（家きんの種卵）、家きん以外の種卵の輸入に関する勧告

章の構成

第9条、10条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（家きん精液）、家きん以外の鳥に由来する精液の輸入に関する勧告
第11条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（食用卵）
第12条	家きん卵由来製品の輸入に関する勧告
第13条	HPAI清浄国、地域、コンパートメントからの輸入に関する勧告（生鮮家きん肉）
第14条	家きん肉製品の輸入に関する勧告
第15条	10.4.1bisに記載されていない家きん製品のうち、飼料、農業用、興業用に使用されるものに関する勧告
第16条	10.4.1bisに記載されていない羽毛とダウンの輸入に関する勧告

章の構成

第17条	家きん以外の鳥の羽毛及びダウンの輸入に関する勧告
第18条	卵及び卵製品におけるHPAIウイルスの不活化手順
第19条	肉におけるHPAIウイルス不活化手順
第19条bis	科学的検体、皮、冠におけるHPAIウイルス不活化手順
第20条	HPAIサーベイランス序論
第21条	HPAIの早期警戒のためのサーベイランス
第22条	HPAI清浄性の証明のためのサーベイランス
第22条bis	野鳥群のサーベイランス
第22条ter	家きん群におけるH5/H7LP AIモニタリング

第14.7章

小反芻獣疫

小反芻獣疫清浄国又は地域(14.7.3)

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

①2019.2 一次案提示

コード委員会から案の提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

現状

採択予定案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

改正のポイント

ワクチン接種動物の導入と清浄ステータス

一次 修正案	清浄国要件（14.7.3）として、 <ul style="list-style-type: none">・動物や畜産物の輸入について、本章及び関連章の規定に従い、<u>輸入／移動による疾病の侵入を防止する措置が講じられていること</u>・PPRワクチン接種が行われていないこと・<u>ワクチン接種中止後、ワクチン接種された動物が輸入されていないこと（under study）</u> が提案されている一方、汚染国からの動物の輸入要件（14.7.10）として <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種されておらず、出国21日以内に感染検査で陰性。又は・<u>弱毒生ワクチンが出国21日以上前に接種されていること</u> とされている。
各国からのコメント	ワクチン接種動物の輸入に関する要件に齟齬が生じているので、ワクチン接種動物の輸入が清浄ステータスの影響するのかわらかにしてほしい。→専門家による検討を要請中

我が国のスタンス

ワクチン接種動物の輸入が輸入国へのPPRの侵入リスクを増加させたり、輸入国内での疾病の早期摘発を妨げる可能性があるのであれば、清浄国要件において、ワクチン接種動物の輸入のないことを明記すべき。

（なお、我が国は豪州及びニュージーランドより羊を輸入しているが、いずれもPPR清浄国であり、ワクチン接種も行われていない）

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2018年9月	OIE本部は、公式清浄認定のある5疾病の疾病章について、 <u>公式認定及び清浄ステータス回復の要件に関する記載に不一致があるため、統一する必要性がある</u> ことをコード委員会に説明。
2019年2月	コード委員会は小反芻獣疫の疾病章をモデル章とし、一次案を提示
2019年9月	コード委員会は、一次案に対するコメントを踏まえ、二次案を提示

章の構成

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	PPR清浄国又は地域
第4条	PPR清浄コンパートメント
第5条	PPR非清浄国又は地域
第6条	PPR清浄国又は地域における封込め区域の設定
第7条	清浄ステータスの回復
第8条から第25条	輸入に関する勧告
第26条	ケーシングのウイルス不活化条件

章の構成

第27、28条	サーベイランス序論
第29条	サーベイランス戦略
第30条	野生動物におけるサーベイランス
第31条	清浄性認定のためのサーベイランス
第32条	清浄性回復のためのサーベイランス
第33条	血清学的検査の用法と解釈
第34条	O I E 認定公式管理プログラム

第7.2章

アニマルウェルフェア と 採卵鶏生産システム

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2017.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

③2019.9 三次案提示

採択予定案の提示

②2018.9 二次案提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

2020年5月総会で採択に付される予定

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

アニマルウェルフェアに関するコードの構成

第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路運搬
第7.3章	動物の陸路運搬
第7.4章	動物の空路運搬
第7.5章	動物のと殺
第7.6章	疾病管理を目的とする動物の殺処分
第7.7章	野犬個体群管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分
第7.Z章	アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

アニマルウェルフェアと採卵鶏システムの章の構成

第1条	定義
第2条	適用範囲
第3条	測定指標
第4条～第29条	勧告

これまでの論点と我が国のスタンス

- 一部の勧告が、特定の生産システムにのみ適用可能なものとなっている。（営巢の区域と止まり木の設置を求めるなど）
- 施設の設計等の指標の多くが「動物の行動」に焦点をあてており、「健康に動物を飼うこと」が十分に考慮されていないのではないか



【これまでの日本の主張】

- アニマルウェルフェア章の勧告の作成に当たっては、多様な生産システムが、気候風土、文化、社会環境等を踏まえて世界中で発展していることから柔軟性が確保されるよう注意深く検討することが必要である。
- 疾病の増加をもたらす可能性のある施設や設備要件を必須とすることは適切ではない。

（二次案へのコメント、2019年5月OIE総会）

三次案の主なポイント

- 二次案に対して、反対の立場を表明する非常に多くのコメントを受け取ったため、アドホックグループとコード委員会で検討、修正を行った。
- 様々なシステムで良好なアニマルウェルフェアを達成できることを明確にした。

OIEコード委員会は、加盟国の社会的・経済的・文化的多様性を考慮し、特定の飼養形態を指定するのではなく、一般的な勧告となるよう修正。
その結果、

- ①施設の場所、設計、構造、設備について「採卵鶏の良好なウェルフェアの成果は、さまざまな舎飼システムによって達成されうる」旨が明記。
- ②営巣の区域、止まり木について、二次案では「営巣の区域（止まり木）は設置するものとし」と、設置が前提とされた内容となっていたが、「営巣の区域（止まり木）へのアクセスは望ましい。設置する場合には、」と修正。
- ③敷料について、二次案では提供が前提とされた内容となっていたが、「提供する場合は」と修正。



我が国の主張が概ね考慮された修正

参考

- 第一次、二次、三次案対照表
- その他の主な改正ポイント
- 検討の経緯
- 章の構成

①施設の場所、設計、構造、設備

一次案	鶏舎、屋外区域、設備の設計に当たって鳥の行動を考慮する。
二次案	考慮する点を、「 <u>採卵鶏の動機付けされた行動（止まりや営巣等）</u> 」と修正。
三次案	上記の考慮する点を「 <u>採卵鶏が動機づけられた行動をとる機会</u> 」と修正し、「 <u>（鶏の）健康</u> 」や「 <u>環境要因</u> 」、「 <u>（人の）動物管理能力</u> 」を追加。 <u>「採卵鶏の良好なウェルフェアの成果は、さまざまな舎飼システムによって達成されうる。」</u> を追加。



- ✓ アニマルウェルフェアには「疾病からの自由」も重要であるため、設計に当たっての考慮する点に「（鶏の）健康」等を追加する案を支持する。

砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木

一次案	砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木を設ける場合は適切な材料でつくられ、過度な競争を防ぎ、被害・損傷を生じないようにする。
二次案	「設ける場合は」を削除。
三次案	すべての生産システムに適用可能とするため、「砂浴び/ついでみ/営巣の区域、止まり木 <u>へのアクセスは望ましい</u> 」に修正。



- ✓ 二次案に対し、日本から、敷料が適切に管理されない場合は寄生虫や疾病の増加をもたらすこと、営巣の区域や止まり木を設置してもヒビ卵や汚卵、尻つつきを増加させない飼養管理手法をまずは確立すべきことから、設置を必須とするのは適切ではないとコメントを提出。また、結果に基づく測定指標に「疾病、感染及び寄生の発生」の追加を提案し、概ね反映された。

床

一次案	砂浴びやついばみを促すため、ほぐれて束ねていない乾燥した敷料を提供することは望ましい。敷料を提供する場合はウェルフェアや健康に対する有害な影響を最小限にするよう管理する。
二次案	「敷料は乾燥し、砕けるように <u>管理され、必要あれば、適切に処理・交換する。</u> 」と修正。
三次案	「 <u>鶏舎内の他の採卵鶏の糞による汚染は、適切な床の設計とシステム設計上の他の要素により、最小限にするものとする。</u> 」を追加。 すべての舎飼システムで敷料が提供されるとは限らないため「 <u>敷料が提供する場合は</u> 」を追加。



- ✓ 二次案に対する日本のコメント（敷料が適切に管理されない場合は寄生虫や疾病の増加をもたらすため、敷料の提供を必須とすることは適当でない）が反映された。

検討の経緯

2016年11月	アドホックグループが採卵鶏のコード原案を作成
2017年2月	コード委員会による検討、構成を他の章に合わせるよう事務局とアドホックグループに修正を依頼
2017年9月	コード委員会による検討、一次案を提示
2018年1月	日本からコメント提出
2018年3月	アドホックグループによる検討
2018年9月	コード委員会による検討、二次案を提示
2019年1月	日本からコメント提出
2019年2月	コード委員会による検討、すべてのコメントを検討するようアドホックグループに依頼
2019年4月	アドホックグループによる検討
2019年7月	日本からコメント提出
2019年9月	コード委員会による検討、三次案を提示 →次回総会で採択予定

章の構成①

第1条	定義
第2条	適用範囲
第3条	ウェルフェアを評価するための結果に基づく基準・測定指標
第4条	勧告
第5条	施設の場所、設計、構造及び設備
第6条	採卵鶏と舎飼及び生産システムの調和
第7条	空間的ゆとり
第8条	栄養
第9条	床
第10条	砂浴びの区域
第11条	ついでみみの区域
第12条	営巣の区域
第13条	止まり木
第14条	屋外区域

章の構成②

第15条	温度環境
第16条	空気の性状
第17条	照明
第18条	騒音
第19条	有害な羽つつき・共食いの予防・管理
第20条	換羽
第21条	痛みを伴う処置
第22条	動物健康管理、予防的投薬及び獣医学的処理
第23条	バイオセキュリティプラン
第24条	個々の採卵鶏の安楽死
第25条	採卵鶏施設における間引き
第26条	緊急時計画
第27条	職員の能力
第28条	検査及び取扱い
第29条	捕食動物からの保護

第11.4章

牛海綿狀腦症

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

現状

今回初めて案が提示され、
コメント受付中

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

コメント受付案の提示

加盟国からのコメント

O I E 総会（毎年5月）にて採決

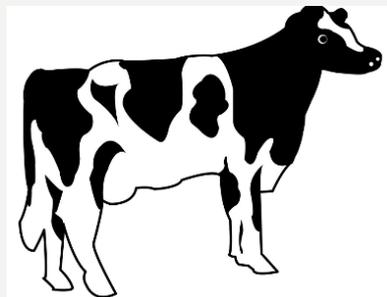
国際基準

定型 B S E と非定型 B S E

	定型 B S E	非定型 B S E
定義	BSEプリオンが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型 B S E とは異なるパターンを示す B S E
原因	<u>BSEプリオンで汚染された飼料の経口摂取</u>	不明 （孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・摘発時年齢	平均潜伏期間は5~5.5年 （潜伏期間はBSEの暴露量による）	ほとんどは8歳齢超で確認

【定型BSEの感染経路】

✓ BSE感染牛では、BSEプリオンが牛の脳・脊髄・回腸の一部などに蓄積



BSE感染牛を原料とした肉骨粉を牛に給与

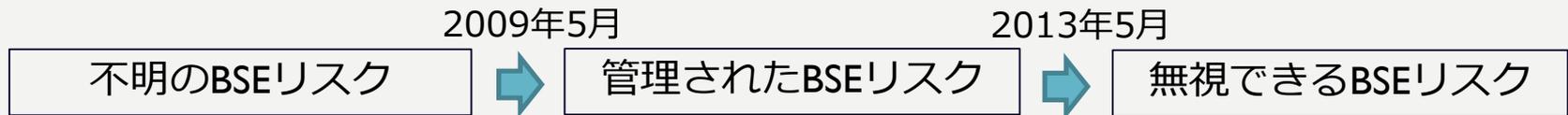


BSEの拡大

日本のBSEステータスの認定

- ・ O I E（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- ・ 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

日本のリスクステータス取得状況

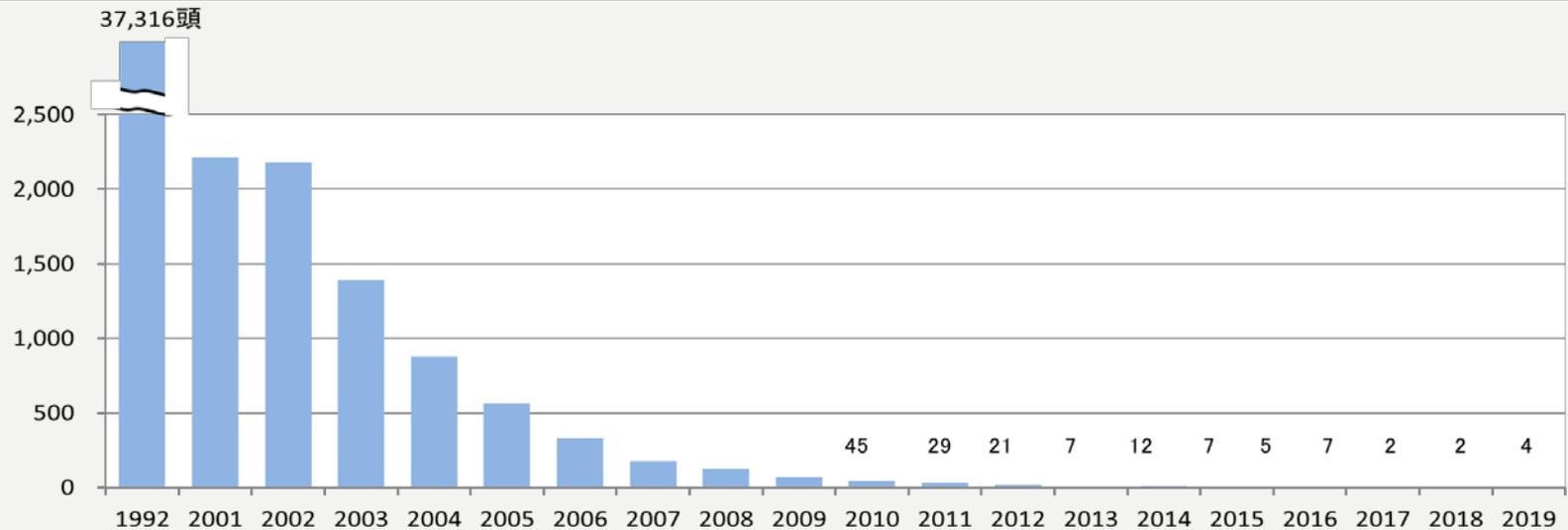


参考：世界のリスクステータス取得状況

無視できるBSEリスク 取得国・地域	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ共和国、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、米国、ウルグアイ、英国（北アイルランドを除く）、中国（香港及びマカオ）
管理されたBSEリスク 取得国・地域	カナダ、台湾、エクアドル、フランス、ギリシャ、アイルランド、英国（北アイルランド）

世界のBSE発生状況

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	Total
Total	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	2	4	190,685
EU (except UK)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	3	5,991
UK	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	184,628
USA	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5
Brazil	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
Canada	0	0	0	2	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	21
Japan	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
Israel	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

今回の改正のポイント①

リスクベースのBSEリスクステータス分類と疾病発生が終末期にあることを踏まえた改正が検討された

1. 飼料規制とステータス取得について

飼料規制は行われていないが、そもそも放牧など反すう類由来の動物性たん白が反すう類に給与されることのない国についても、ステータスが獲得可能になった。

2. 症例発生とステータス維持について

現在は、11才未満の牛で発生があると無視できるリスクステータスを失うが、11才→8才に見直されるとともに、8歳未満で発生があっても、BSEの循環が否定されればステータス維持が可能になった。

今回の改正のポイント②

3. サーベイランス方法

ポイント制の廃止が提示された。

4. B S E の定義

B S E 章の定義に、非定型 B S E が追加。

→非定型 B S E の発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型 B S E 個体を含めたすべての発生個体は処分され、飼料チェーンに入らないようにすることが無視できるリスクステータスの要件となった。

5. 貿易禁止品 (S R M) の変更

リスクステータスごとに S R M が見直された

今回の改正ポイント

1. 飼料規制とステータス取得について

現行	飼料規制（反すう類由来たん白質が反すう類に給与されない）の実施（8年以上）
修正版	現行の条件 又は、 <u>反すう類由来のたん白質が反すう類に給与されることのない飼養管理形態であること（放牧等）</u>

見直しによる影響

ステータスの取得が可能な国の範囲が拡大する。

我が国のスタンス

科学的には妥当な見直しであると考えている。
ただし、反すう類由来のたんぱく質が反すう類に給与されることのない飼養管理形態であることについて、当局が確実に管理し、実行されていることが確認されなければならない。

今回の改正ポイント

2. 症例発生とステータス維持について

無視できるリスクステータス要件（抜粋）

現行	1. あらゆる症例が11才以上であること 2. ・症例牛を廃棄処分する 又は ・症例牛及び疫学関連牛が個体管理され、死亡時に確実に廃棄処分されること
修正版	1. ・あらゆる症例が <u>8才以上</u> であること 又は ・ <u>8年以内に生まれた症例の調査の結果、牛群でBSEが循環していないことが立証される場合</u> 2. <u>あらゆる症例が飼料チェーンに入らないように確実に廃棄処分すること</u>

見直しによる影響

※要件1は、輸入事例及び非定型BSE発生は含まない

症例の生まれ年に関わらず、BSEが循環していないことが立証される場合、ステータス取得が可能になる

我が国のスタンス

科学的に妥当な改正であると考えている。

今回の改正ポイント

3. サーベイランス方法

現行	<ul style="list-style-type: none">• 牛を<u>臨床症状の有無等により4つのグループに分類</u>• <u>グループ及び検査時の月齢により、ポイントを決定</u>• <u>国で飼養する牛の頭数やステータスにより、獲得すべきポイントを設定（過去7年間の合計）。</u>
修正版	<ul style="list-style-type: none">• <u>臨床症状を呈する牛の報告によるパッシブサーベイランス。</u> (死亡牛検査やダウナーも引き続きサーベイランスとして利用可能)

見直しによる影響

パッシブサーベイランスの結果でステータスの取得、維持が可能。

我が国のスタンス

我が国のサーベイランスはBSEに特異的な神経症状を呈している牛を中心としており、方向性に相違はない。一方で、BSEの発生が減少する中、現場でパッシブサーベイランスを有効に機能させるには通報を要する症状の周知等がますます重要となる。

今回の改正ポイント

4. BSEの定義

現行	牛の定型BSEに限る
修正版	牛の定型BSE及び非定型BSE

見直しによる影響

非定型BSEの発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型BSE個体を含めたすべての発生個体は処分され、飼料チェーンに入らないようにすることが無視できるリスクステータスの要件となった。

我が国のスタンス

非定型BSEが他の個体に伝達されうる可能性があるとの知見を踏まえた妥当な修正。

今回の改正ポイント

5. SRMの変更

修正案

無視できるリスク	なし（変わらず）
管理されたりリスク	・ 全月齢の牛の回腸遠位部 ・ と殺時に30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄
不明なリスク	

見直しによる影響

管理された、不明なリスクの国の扁桃がSRMから除外され、また、不明なリスク国の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄の月齢が12か月→30か月となった。

参考資料

- リスクステータス対照表
- S R M対照表
- その他の主な改正ポイント
- 検討の経緯
- 章の構成

リスクテータス要件の対照表

現行

	リスク管理措置	サーベイランス	症例の有無と 症例発生時の対応
無視できるBSE リスク	<ul style="list-style-type: none">・啓蒙プログラム、義務的通報、サーベイ対象の検査施設による検査を7年以上・飼料規制を8年以上	7年間の合計ポイント制	<ol style="list-style-type: none">1. なし2. ある場合<ul style="list-style-type: none">・症例が11才以上である・症例及び疫学関連牛を殺処分又は死亡時に確実に処分
管理されたBSE リスク	同上だが、いずれか一つは年数を満たしていなくても良い	同上だが、求められるポイントは異なる	<ol style="list-style-type: none">1. なし2. ある場合<ul style="list-style-type: none">・症例及び疫学関連牛を殺処分又は死亡時に確実に処分
不明なBSE リスク	無視できる又は管理されたBSEリスクの要件を満たせない場合		

リスクテータス要件の対照表

修正案

	リスク管理措置	サーベイランス	症例発生の有無と 症例発生時の対応
無視できるBSEリスク	8年以上、 1. 飼養管理方法 又は 2. 飼料規制 により、反すう類由来 protein mealが反すう類に 与えられず、BSE病原体 が循環している可能性が 無視できることを立証す ること	8年以上のパッシ ブサーベイラン ス (関係者への啓 蒙、義務的通 報)	1. なし 2. ある場合 a) 症例が8才以上；又は a') 症例が8才未満だが、調査 の結果、牛群でBSE病原体は 循環している可能性が無視で きること b) あらゆる症例を殺処分す ること
管理されたBSEリスク	無視できるBSEリスクの要件のうち、少なくとも一つが「8年以上」の条件を 遵守できないという条件を満たせない場合		
不明なBSEリスク	無視できる又は管理されたBSEリスクの要件を満たせない場合		

S R Mの対照表

現 行	無視できるリスク	なし	
	管理されたリスク	扁桃及び回腸 遠位部	30か月齢以上の脳、眼、 脊髄、頭蓋及び脊柱
	不明なリスク		12か月齢以上の脳、眼、 脊髄、頭蓋及び脊柱
修 正 案	無視できるリスク	なし	
	管理されたリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の牛の回腸遠位部 ・と殺時に30か月齢以上の頭蓋、脳、眼、 脊柱及び脊髄 	
	不明なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・牛由来protein meal及びそれを含む物品 ※ただし、管理されたリスク国のBSE病原体の循環が無視できる期間に生まれた牛は 規定外	

その他の主な改正ポイント

肉骨粉と脂かすの統合

現行	肉骨粉(Meat bone meal)と脂かす(greaves)が別に定義されている。
一次修正案	<ul style="list-style-type: none">・別に記載する理由が不明瞭・「脂かす」はたん白由来製品の間mediateであること・「脂かす」の定義や用途が国により異なること →肉骨粉と脂かすを統合し、'protein meal'を新たに定義する。

定義

肉骨粉：動物の組織がレンダリングされた際に得られる固形のたん白質由来製品であり、10,000デルトン未満の分子量のペプチド及びアミノ酸を除く、あらゆるたん白由来製品の間mediateを含む。

脂かす：レンダリング過程で、脂肪及び水を分離した後に得られる、たん白質を含む残留物。

Protein meal：動物の組織がレンダリングする際に得られる固形のたん白質を含む最終製品及び製品の間mediateであり、血液及び血液製品10,000デルトン未満の分子量のペプチド及びアミノ酸を除く。

検討の経緯

2018年2月	コード委及び科学委は、本章に関し、特に公式ステータス及びサーベイランスについて大幅な改正が必要であることに同意。
2018年7月から2019年3月の間に、4回アドホックグループが開催。	
2019年9月	アドホックグループのレポート及び科学委の意見を基に一次修正案を提示。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	BSEリスク群について
第3条	無視できるBSEリスク
第3条bis	無視できるBSEリスクへの復帰
第4条	管理されたBSEリスク
第5条	不明なBSEリスク
第6条～第8条	生体牛の輸入に関する勧告
第9条～第11条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第12条～第16条	その他の物品（動物性加工たん白など）の輸入に関する勧告

章の構成

第17条	BSE感染性の低減法
第18条	サーベイランス

第12.6.6章

馬インフ ルエンザ

移動制限を課されていない家畜馬の輸入に関する勧告
(12.6.6)

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.2 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

現状

コメント受付案の提示

②2019.9 二次案提示

コメント受付中

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

改正点と日本のコメント

ワクチン接種規定（EI清浄性不明の国からの輸入）

現行	出国21日から90日前にワクチン接種
一次案	出国14日から90日前に初回又は追加ワクチン接種 又は 4歳以上で4回以上、 <u>180日未満の間隔</u> でワクチン接種されている場合、 <u>発送14日から180日前</u> にワクチン接種
日本コメント	ワクチン追加接種のタイミングは競技場等所管部局により差がある（例えば国際馬術連盟では6か月＋21日）。これはレース直前のワクチン接種が悪影響を与えることが理由と考えられるため、接種間隔に21日の幅を持たせた <u>201日</u> を提案。
二次案	<u>180日</u> のまま。 <u>新しい根拠がでたら再考</u> する。

➡ Irish Equine Centreが論文を作成中、公表されれば再度コメントを出す

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

(参考) その他の改正点

	ワクチン株	混合ワクチン	病原性同定検査の タイミング
現行	記載なし	—	発送7-14日前及び 発送前5日未満
一次案	記載なし	追加接種するワクチンは同一	現行と同一
二次案	適切な株の接種を明記。	同一でなくてもよい	隔離後4から6日及び 発送前4日間

検討の経緯

2018年9月	科学委は、 <u>OIEリファレンスラボラトリーによる「現行の馬インフルエンザワクチンプロトコール評価」</u> についての臨床試験結果を踏まえ、コード委に対して輸送前の馬のワクチン接種に関する条件の見直しを要請
2019年2月	コード委員会で検討（一次案提示） →★日本はコメント提出
2019年9月	コード委員会でコメントを踏まえ検討（二次案提示）

章の構成

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	国、地域又はコンパートメントの馬インフルエンザ (EI)ステータスの決定
第4条	EI清浄国、地域又はコンパートメント
第5条	と畜場直行用の家畜馬科の輸入に関する勧告
第6条	移動制限を課されていない家畜馬科の輸入に関する 勧告
第7条	隔離下で飼育されることになる家畜馬科の輸入に関 する勧告
第8条	馬科の生鮮肉の輸入に関する勧告

コード 委員会 今後の 活動計画

検討中の主なトピック

コードの再構成

- 水生動物衛生規約委員会（水生委）と協調して「用語集」、「ユーザーズガイド」、「輸出入に係る手続き」等の調和作業（作業中）
- 生物基準委員会（ラボ委）と協調して、疾病に関する記載を改訂（作業中）

用語集

- 'Epidemiological unit'の定義（2020年の総会で採択予定）
- 'Captive wild', 'feral' 及び'wild'の定義（各国のコメント聴取）
- 'animal product', 'product of animal origin', 'animal-by product'の定義（予備検討段階）
- 'notify', 'notifiable disease', 'report'の用語見直し（予備検討段階）

新規水平章の策定検討

- バイオセキュリティに関する新規章（予備検討段階）
- ゾーニングの適用に関する新規章（予備検討段階）
- アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システムの新規章（2020年採択予定）

検討中の主なトピック

水平章の改正検討

- 消毒（第4.13章）の改正（予備検討段階）
- 出発及び到着時の措置（第5.4から5.7章）の改正（予備検討段階）
- 獣医療における抗菌性物質の適正使用（第6.10章）（専門家による検討）
- アニマルウェルフェアと殺（第7.5章）、動物の殺処分（第7.6章）
（第7.5章：検討中、第7.6章：コメント聴取）

新規疾病固有章の策定検討

- スーラ病に関する新規章及び媾疫の改正（コメントの聴取）
- アフリカ由来のトリパノソーマ病に関する新規章
（専門家による検討）
- クリミアコンゴ熱に関する新規章（予備検討段階）

疾病固有章の改正検討

- FMD（第8.8章）（関連章（ゾーニング）の検討待ち）
- 鳥インフルエンザ（第10.4章）（2020年に採択予定）
- BSE（第11.4章）（コメント聴取）
- CSF（第15.2章）（2020年に採択予定）